

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2026年5月27日
【事業年度】	第51期（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）
【会社名】	株式会社ポプラ
【英訳名】	POPLAR Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 礼信
【本店の所在の場所】	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
【電話番号】	(082)837-3500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営企画室長 大竹 修
【最寄りの連絡場所】	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
【電話番号】	(082)837-3510
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営企画室長 大竹 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月	2026年2月
営業総収入 (千円)	13,629,524	13,064,893	12,370,071	12,028,050	11,654,047
経常利益又は経常損失() (千円)	1,007,504	73,030	360,306	412,608	305,226
親会社株主に帰属する当期純 利益又は親会社株主に帰属す る当期純損失() (千円)	518,492	237,796	462,003	376,335	134,666
包括利益 (千円)	714,798	253,818	471,343	332,697	135,564
純資産額 (千円)	429,433	694,242	477,074	780,832	879,102
総資産額 (千円)	4,179,676	3,872,113	3,809,640	3,780,248	3,953,928
1株当たり純資産額 (円)	36.43	58.90	21.37	3.00	11.97
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失() (円)	43.99	20.17	36.74	28.07	8.45
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 (円)	-	-	30.11	22.63	8.19
自己資本比率 (%)	10.3	17.9	12.5	20.7	22.2
自己資本利益率 (%)	-	-	-	59.8	16.2
株価収益率 (倍)	-	-	7.8	7.4	21.1
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	2,432,271	101,540	79,830	433,060	487,843
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	872,552	100,728	322,662	26,351	232,883
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	182,114	24,928	478,169	405,662	219,936
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	802,307	828,047	752,371	806,120	841,144
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	199 (285)	181 (226)	176 (199)	178 (182)	181 (164)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第47期、第48期は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 第47期、第48期の株価収益率は、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第47期 2022年 2月	第48期 2023年 2月	第49期 2024年 2月	第50期 2025年 2月	第51期 2026年 2月
チェーン全店売上高 (千円)	12,839,696	13,029,009	12,717,242	12,102,146	11,170,847
営業総収入 (千円)	5,885,569	5,817,984	6,017,092	5,899,988	5,682,824
経常利益又は経常損失 () (千円)	653,412	370,067	203,550	56,134	56,203
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	489,931	528,010	556,035	308,393	84,930
資本金 (千円)	2,908,867	2,908,867	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	11,787,822	11,787,822	11,787,822	11,787,822	13,938,133
A種類株式 (株)	-	-	14,000	14,000	14,000
B種類株式 (株)	-	-	-	-	6,400
純資産額 (千円)	414,567	942,928	343,046	599,419	659,434
総資産額 (千円)	3,888,255	3,575,641	3,568,036	3,492,566	3,653,982
1株当たり純資産額 (円)	35.17	80.00	32.74	12.39	6.66
1株当たり配当額					
普通株式 (円)	-	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
A種類株式 (円)	-	-	2,066.30	3,250.00	3,500.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
B種類株式 (円)	-	-	-	-	1,294.50
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	41.56	44.80	44.72	22.30	4.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	36.24	18.55	5.16
自己資本比率 (%)	10.7	26.4	9.6	17.2	18.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	65.4	13.5
株価収益率 (倍)	-	-	6.4	9.3	42.1
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	121	124	125	130	129
(外、平均臨時雇用者数)	(98)	(99)	(103)	(101)	(96)
株主総利回り (%)	44.2	41.5	85.2	61.7	52.8
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(103.4)	(112.2)	(154.4)	(158.4)	(238.4)
最高株価 (円)	426	191	415	291	215
最低株価 (円)	126	130	129	166	156

- (注) 1. 第47期及び第48期の1株当たり配当額は、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第47期及び第48期は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第47期及び第48期の株価収益率は、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 第47期及び第48期の配当性向は、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。第49期、第50期及び第51期は、普通株式に対する配当を行っていないため記載しておりません。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。なお、A種類株式及びB種類株式は非上場株式であるため、該当事項はありません。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 第51期の1株当たり配当額については、2026年5月28日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2【沿革】

年月	事項
1976年4月	「フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営」を主たる事業目的として資本金2,000千円で株式会社ポプラを広島市中区銀山町14番17号に設立。
7月	「弁当・惣菜の製造販売」を主たる事業目的として、広島市中区に株式会社弁当のポプラを設立。
1983年10月	フランチャイズ店舗1号店（広島市南区）をオープン。
1987年3月	オンラインE O Sシステムの構築。
1991年3月	P O Sシステムを全店導入。
5月	料金収納代行業務を開始。
9月	弁当・惣菜の製販一貫体制の強化のため、株式会社弁当のポプラを合併。
1992年7月	九州地区出店強化のため、トップマート株式会社を合併。
12月	店舗に対する商品・資材の配送を行うポプラ物流サービス株式会社を設立。
1993年5月	本社新社屋を建設（広島市安佐北区）。
1994年4月	生命保険・損害保険など代理業を主たる事業目的としてポプラ保険サービス有限会社を設立。
1996年2月	ポプラフーズ株式会社を設立し、弁当・惣菜製造部門を営業譲渡。
1998年2月	関東地区においてコンビニエンスストア「生活彩家」44店舗を展開する株式会社ハイ・リテイル・システムを買収。
4月	関東地区においてコンビニエンスストア「ジャストスポット」73店舗を展開するパスコリテール株式会社を買収。
1999年2月	日本証券業協会へ店頭売買有価証券として登録。
2000年2月	東京証券取引所、市場第二部へ株式を上場。
2001年2月	ポプラフーズ株式会社、ポプラ物流サービス株式会社、他子会社5社を吸収合併。
3月	関東地区・関西地区においてコンビニエンスストア「くらしハウス」147店舗を展開する株式会社ジャイロを買収。
2003年5月	関東地区においてボランティアチェーン「ヒロマルチェーン」及び「マイチャミー」255店舗を運営する株式会社ヒロマルチェーン及びエフジーマイチャミー株式会社を買収。
8月	東京証券取引所、市場第一部に指定。
2004年11月	北陸地区においてコンビニエンスストア「チックタック」25店舗を展開する株式会社チックタックシステムズ及びコンビニエンスストア「ホットスパー」29店舗を展開する北陸ホットスパー株式会社を買収。
2005年2月	電子マネー“ E d y ”（エディ）をグループ全店で取扱開始。
2009年11月	改正薬事法対応の医薬品取扱店として“ コンビニ&ドラッグ”店舗オープン。
2012年10月	交通系電子マネーの取り扱い拡充。
11月	広島県との包括的連携に関する協定を締結。
2013年4月	全店でクレジット決済開始。
2014年10月	「楽天Rポイントカード」サービス開始。
12月	株式会社ローソンとの資本業務提携契約締結。
2015年11月	鳥取県に「ローソン・ポプラ」オープン。
2016年2月	広島工場で広島県食品自主衛生管理認証取得。
11月	株式会社ローソンと山陰地区事業の共同運営会社設立。
2017年6月	第三者割当増資実施。
2019年9月	第5次P O Sシステムの全店導入完了。
2020年9月	株式会社ローソンと共同事業契約並びに、会社分割（簡易吸収分割）に関する吸収分割契約を締結し、その共同事業運営会社として当社100%出資の子会社、株式会社ポプラリテールを設立。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所スタンダード市場へ移行。

3【事業の内容】

当社グループは、コンビニエンスストアのフランチャイザーとして「ポプラ」「生活彩家」ブランド店舗を運営するスマートストア事業と、株式会社ローソンとのメガフランチャイズ契約に基づき「ローソン・ポプラ」もしくは「ローソン」ブランド店舗を運営するローソン・ポプラ事業を主な事業として、事業活動を展開しております。

「スマートストア事業」は、当社が運営しており、施設内店舗に最適な商品・サービスを低コストで提供する店舗展開で形成しております。また、自社所有工場にて製造した商品を販売する事業も行っております。

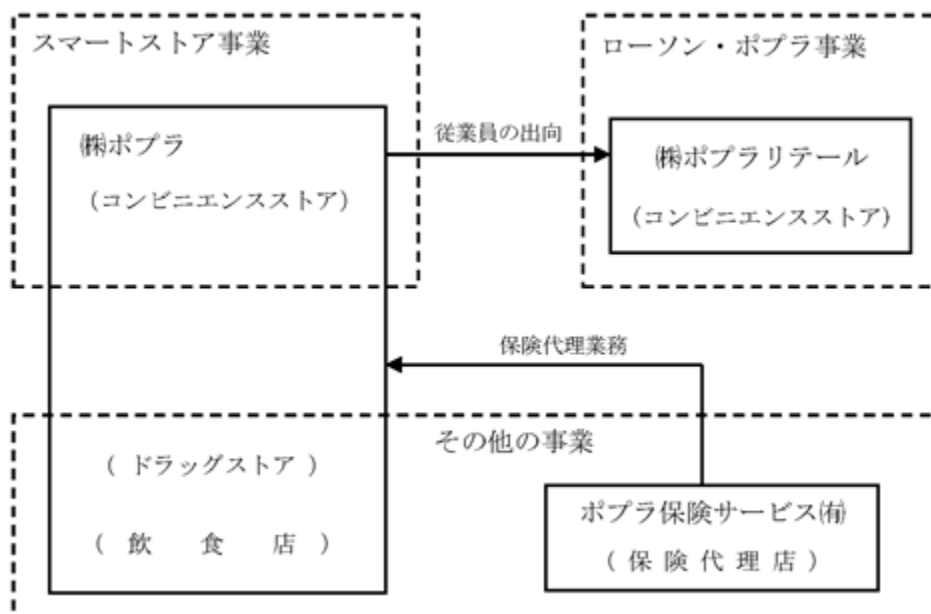
「ローソン・ポプラ事業」は株式会社ポプラリテールが主に路面型でフルスペックのコンビニエンスストアを運営しており、ローソン店舗の特長である高付加価値の商品・サービスを提供しております。

その他、ポプラ保険サービス有限会社が行う損害保険事業や、当社の別事業として、ドラッグストアや飲食店舗の運営を行っております。

なお、事業区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

事業内容と当社及び主要な関係会社の当該事業にかかる位置付け及び当社出資比率は、次のとおりであります。

事業区分		会社名	出資比率
ローソン・ポプラ事業		(株)ポプラリテール	100%
スマートストア事業		(株)ポプラ	-
その他の事業	ドラッグストア事業		
	飲食事業		
保険代理店事業		ポプラ保険サービス(有)	100%



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の所有 (又は被 所有)割 合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱ポプラリテール (注1)	広島市南区	10	コンビニエンスストアの運営	100	役員の兼任 従業員の出向
ポプラ保険サービス(有)	広島市安佐北区	3	保険代理店	100	保険代理業務

(注1) ㈱ポプラリテールについては、売上高の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	5,969百万円
	(2) 経常利益	910百万円
	(3) 当期純利益	596百万円
	(4) 純資産額	224百万円
	(5) 総資産額	767百万円

(注2) 当社が実施した自己株式の買付けにより、㈱ローソンの保有する当社普通株式2,150,300株を2025年10月17日
付で買い受けいたしました。その結果、同社はその他の関係会社ではなくなっております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
スマートストア事業	91	(76)
ローソン・ポプラ事業	52	(68)
その他の事業	13	(17)
全社(共通)	25	(3)
合計	181	(164)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2026年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
129 (96)	49.3	20.0	4,600,802

セグメントの名称	従業員数(人)	
スマートストア事業	91	(76)
ローソン・ポプラ事業	-	(-)
その他の事業	13	(17)
全社(共通)	25	(3)
合計	129	(96)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与(税込み)は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
3.6	-	53.9	73.7	142.8

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等の取得割合を算出していますが、提出会社においては、当事業年度に対象者はおりませんでした。

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
株ポプラリテール	0.0	100.0	44.6	59.9	86.9

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「お客様第一」を社是として「理想を持って夢の実現のために困難に挑戦していく」という経営理念を掲げ、常に地域に密着し、お客様一人ひとりに100%満足していただくことをモットーにコンビニエンスストアチェーンの店舗運営を展開しております。

製造から販売まで一貫した管理を行なう「製販一貫体制」を採用し、安心して安全な商品を立地ニーズに合わせた品揃えで提供すること、また、「流通小売業の専門商社を目指す」を経営方針として、規模の大小にかかわらず適正な利益確保を可能にする様々な店舗スタイルのラインナップを用意しており、個々の店舗が商圈内においてお客様から支持され、地域で一番「強い」店となることを目標に、お客様、加盟店、取引先、株主に、そして地域社会に信頼される企業を目指してまいります。

(2) 目標とする経営指標等

当社グループは、収益力と資本効率のバランスを取りながら、グループ全体の企業価値を向上させることを資本政策の基本方針としております。収益力に関しては連結売上高及び連結営業利益を経営数値目標として事業規模の拡大と収益構造の改善による経営基盤の安定を、資本効率に関してはROIC（投下資本利益率）を経営指標として企業価値の向上を目指してまいります。なお、2027年2月期に関しては、連結売上高12,532百万円、連結営業利益261百万円、ROICは当社の資本コストを上回る13.6%を計画しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社を取りまく環境は依然として厳しい状況ではありますが、効率の追求と安定した収益性を維持していくために次の戦略を実施します。

1. 現状、収益の中核であるローソン・ポプラ事業をさらなる成長軌道に乗せるべく、出店による店舗数の伸長を進めるとともに、直営店舗のフランチャイズ化を図り、エリアフランチャイザーとしての事業構築に邁進してまいります。また、店舗数とともに増加する人員への教育研修を徹底し、事業拡大をしっかりとコントロールしつつ、持続的な成長を推進します。
2. スマートストア事業については、システムの内製化を主体にさらなるコスト管理を強化したうえで、特長である売上ロイヤリティ制度及びそれを支える製販一貫体制を活かし、工場・オフィス等の職域内、病院、大学への出店を進めてまいります。加えて、小規模無人コンビニスタイルで、かつ、精算用途に合わせコストを選択できるPOSシステムを用意した「スマートセルフ」、あるいはコンビニ未満の売店へは「商品供給事業」など、事業者ニーズに合わせ、多様な出店を加速させてまいります。
3. 冷凍調理品製造事業を収益事業へと発展させるために、常に製品の製造効率化を図った人的・機械的な投資促進を継続します。また、高齢化社会や食品ロス、天然由来の包装資材の使用や長期保存など、近未来の社会環境・ニーズを見据えながらの事業継続を実現するために、「おいしい」「健康」といった原点のキーワードを忘れない製品開発に取り組んでまいります。
4. 当社の自社弁当工場から製品化される弁当・惣菜については、今まで以上にお客様ニーズを反映した商品や、多様な売場ニーズに沿った商品開発を進めるとともに、その要望をもとにコンビニエンスストア以外への販路の拡大にも努め、当社の特長である店舗で炊いたごはんを詰めるポップについても他チェーンとの差別化商品として更なるブラッシュアップを進め、特徴ある商品として販売の向上に努めてまいります。
5. 商圈別販売データの分析を行い、それぞれの立地やお客様ニーズに合った売場づくりを進めるとともに、QSCレベルの向上に取組み続け、より魅力の高い、お客様に満足いただける店舗運営を行ってまいります。
6. さらなる事業を育成すべく随時、プロジェクトチームを発足させ、既存のヒト・モノに加え、新しい知識や販売ルートを開拓し、早急に採算ベースに乗せられるよう事業構築を実践していきます

(4) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上、財務上の課題

今後の国内経済は、雇用環境の改善に伴う個人消費の回復や、インバウンド需要の継続的な増加により、緩やかな回復基調で推移することが期待されます。一方で、為替相場の変動や地政学リスクの台頭、主要国の通商政策の動向に加え、エネルギー価格の高止まりや原材料価格の上昇など、コストプッシュ型のインフレ懸念は拭えず、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

コンビニエンスストア業界におきましては、深刻な労働力不足や人件費・物流費等の運営コスト増大が加盟店の経営を圧迫しております。さらに、加盟候補者の減少や後継者不足による契約解約の増加など、従来のビジネスモデルは大きな転換期を迎えております。

このような中、利便性向上を目的とした「売店高度化」のニーズは、なお多く存在していることから、当社は“すぐそばにあるインフラ”として、小規模（マイクロマーケット）である売店・工場・病院・大学・職域などへ「ポプラ」・「生活彩家」ブランドでの店舗展開を進めてまいります。

近年では大手チェーンにおいても、小規模な施設内物件をターゲットとしており、競合が激しくなっておりますが、当社は通常の小規模店舗のみならず、人員不足や低コストを意識した小型無人店舗においても、小商圏には「スマートセルフ」、飲食ニーズに対応した「スマートストア プラス」、物流エリア外をカバーする「コンパクトパック」など、フォーマットを多様化させ、これまで蓄積してきた出店ノウハウや施設に寄り添った開発・営業体制を武器に事業の拡大を行ってまいります。

また、住宅・幹線道路沿いなど、従来型立地については「ローソン・ポプラ」ブランドの出店を推進しており、店舗数や売上高も順調に推移してまいりましたが、将来的な労働力確保への対応が当面の課題と考えており、そのために 外国人労働力確保、働くシニア世代の支援、働く女性の支援、そして生産性の向上を図る、この4つの対策を具体的に進めてまいります。また、テクノロジーを活用したシステムを利用して効率的な店舗経営を可能にまいります。

一方で自社所有の弁当・惣菜製造工場を運営しており、ポプラ・生活彩家店舗への弁当・おむすびの供給や、ローソン・ポプラ店へのポップ弁の供給を行っております。また、ドラッグストアや空港内売店など外部小売事業者にも販路を広げてまいりました。

高齢者施設向けの完全調理済み冷凍惣菜・冷凍弁当の製造および販売も大きく伸長しており、「冷凍で切り拓く新市場 成長の主軸へ」をスローガンに、大量生産の製造体制を確立し、将来的には自社ブランド製品の販売を行っていく考えです。

これら独自の商品施策、フレキシブルな対応により、フランチャイズ加盟店・事業者・本部がいずれも「持続可能なサービスの提供」を実現すべく、事業に取り組むとともに、施設内売店の展開事業（スマートストア事業）、弁当惣菜の製造卸事業（FLC事業）、ローソン・ポプラ事業を3つの柱とする、安定した経営基盤の構築を目指してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

現代社会において、コンビニエンスストアはなくてはならない存在となっています。そして、その果たすべき役割も広範囲にわたっています。

私たちポプラグループは、社訓である「お客様第一」の基本理念の下、お客様が必要としている商品やサービスを提供し、地域生活に密着した生活インフラ企業となるために、日々努力を続けています。

昨今では企業に対して社会的責任（CSR）が厳しく問われており、私たちは、お客様、オーナー様、株主・投資家様、お取引先様、従業員をはじめとするステークホルダーの皆様の期待と要求に応えながら、環境への配慮・社会貢献と企業の長期的繁栄を両立し、サステナブルな企業を目指してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループはサステナビリティ経営を推進するため、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会を設置しております。同委員会ではサステナビリティを巡る課題についての基本方針や目標の立案、進捗管理等を行ない、担当部署あるいは社員にフィードバックします。また、その実践状況について重要なものは取締役会に報告し、監督される仕組みとなっております。

ガバナンスの体系は、「第4提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社グループでは以下のとおり、サステナビリティ基本方針および「ポプラグループ企業行動憲章」に基づき、お客様、オーナー様、お取引先様、株主・投資家様、従業員、そして社会に対する行動ガイドラインを定めております。また、マテリアリティ（重要課題）を特定し、それを実現するための各取り組みの中でも、環境分野における「気候変動への対応と脱炭素化の推進」および「資源の有効活用と廃棄物の削減」を、特に重要な目標と位置付けております。

基本方針

私たちポプラグループは、社訓である「お客様第一」の基本理念の下、常に新しい利便性と美味しさを追求することでお客様に必要とされる存在であり続けるとともに、公正で誠実な企業活動を推進することで全てのステークホルダーの皆様との信頼関係を構築し、事業活動を通じた経済的価値の創出に加え、環境負荷の低減に努めながら、持続可能な社会の実現に貢献します。

ポプラグループ企業行動憲章

お客様に対して	法令を遵守し「お客様第一」の精神で思いやりのある行動を実践します。常に新しい利便性を追求し、安全性を最優先した商品・サービスを提供します。万一問題が発生した場合は迅速な情報開示と被害拡大防止に努め、お預かりした個人情報 は適正に管理します。
オーナー様に対して	適正な収益を得られるよう経営ノウハウの研究と指導援助を行い、永続的な信頼関係を築きます。フランチャイズ契約を誠実に実行し、店づくりにおいてはオーナー様の意思を尊重します。また、常に正確な情報提供に努めます。
お取引先に対して	ビジネスパートナーとして互いの立場を尊重した公正な取引を行います。優越的地位の濫用や不当な利益供与の要求は行いません。取引先の選定は公正な基準に基づき、反社会的勢力とはいかなる取引も行いません。
株主・投資家に対して	商業の正道をもって利益を追求し、安定的な配当の継続と成果の配分を基本方針とします。透明性の高い経営を目指し、積極的かつ公正な情報開示とIR活動を通じてコミュニケーションを図ります。インサイダー取引は断じて行いません。
従業員に対して	人格と個性を尊重し、安全で働きやすい職場環境の維持・向上に努めます。公正・公平な考課制度に基づき適切に処遇し、能力育成を企業発展の礎として、多様性と活力ある企業風土づくりに努めます。
社会に対して	企業倫理に従い、環境保全（リサイクル、廃棄物削減、省エネ）に真摯に向き合います。コンビニの特性を活かし、災害時支援やセーフティステーション活動など地域社会の安全・安心に貢献します。反社会的勢力には毅然と対応します。

マテリアリティ

項目	重要な課題	主な取り組み
環境 (Environment)	気候変動への対応と脱炭素化の推進	省エネルギー化
		再生可能エネルギー
		物流のCO2削減
	資源の有効活用と廃棄物削減	資源の有効活用と廃棄物削減
		食品リサイクル
		プラスチック削減
社会 (Social)	安全・安心な商品・サービスの提供	食品安全・品質管理
		健康への配慮
		災害時のインフラ機能
	多様な働き方と社会貢献	従業員の健康・安全
		多様な人材と育成
		地域社会への貢献
ガバナンス (Governance)	経営体制とコンプライアンス	市場との対話
		コンプライアンス
		リスクマネジメント
	市場との対話	IR活動と対話の促進

人材育成・社内環境整備についての方針及び目標

小売業を営んでいる当社グループは、「お客様第一」を社是としています。お客様の声に耳を傾け、お客様と真摯に向き合い、お客様目線を基準に行動できる人材の育成を基本としております。また、「社員能力の育成をもって企業発展の礎とし、ひとりひとりの生涯設計のできる企業になる。」という当社グループの経営理念の実現を目指し、社内環境の整備に取り組んでいます。

人材育成においては、新入社員研修などの初期研修を始め、階層別に必要な役割の理解、及び知識やスキルを習得する研修や、その時々求められるテーマに合わせた研修の実施など、教育研修体系の充実を図って参ります。そして、上司と部下の日々のコミュニケーションをしっかりと図りながら仕事の目的、ゴールを共有し、併せて半期ごとの評価面談、結果のフィードバックを通じて行う業務指導、目標達成に向けた支援などにより個別指導をフォローしています。

社内環境においては社員が働きやすく、働きがいのある職場環境を目指し、残業時間の短縮、有給休暇や育児休業の取得促進、また等級制度や評価制度を軸とした人事制度の充実化に取り組んで参ります。

また、当社グループは、年齢、性別、国籍などを問わず、意欲と能力を基準とした採用を行っており、人材の多様性の確保にも努めております。

これら社内環境の整備に関する指標につきましては、多様な人材の活躍や働きやすい職場環境の進捗を測る基準として、「男女の賃金の差異」「女性管理職比率」「男性の育児休業取得率」を重要指標に設定しております。現時点において具体的な定量目標は定めておりませんが、前事業年度の実績を上回る、あるいは良好な水準を維持することを目標に継続的な改善に努めてまいります。

なお、これらの指標につきましては、今後の事業環境の変化や人事戦略の進展等に応じて、適宜見直しを行う可能性があります。当該指標に関する当事業年度の実績につきましては、「第1 企業の概況 5 . 従業員の状況」に記載しております。

(3) リスク管理

当社グループでは、すべての役員・従業員がサステナブルな企業を実現するため、社会の一員の立場で責任ある活動を行うガイドラインとして、「ポプラグループ企業行動憲章」を制定しております。この行動規範をベースに、別に定める「リスク管理規程」を照らし合わせながら、事業活動や事業環境、財務状況等への影響について、定期的にリスク・コンプライアンス委員会にて、現在の経営体制におけるリスク、あるいはあらゆる想定の中で、今後起こりうるリスクへの対策・対応を審議・進捗管理しています。

(4) 指標及び目標

当社グループは、“お客様第一”という創業の精神のもと、事業活動を通じた経済的価値の創出と環境負荷の低減を両立させることで、持続可能な社会の実現に寄与し、社会的責任を全うすることを目指しております。環境保全への取り組みでは、以下の指標および目標値を設定し、取り組んでおります。

重要な課題	指標	2030年目標値（注）
気候変動への対応と脱炭素化の推進	再生可能エネルギー使用等による電力使用量の削減	工場売上比5%低減
	配送車両の燃料使用量	10%削減
資源の有効活用と廃棄物の削減	工場原材料の廃棄削減	5%削減
	店舗廃棄ロスの削減	10%削減
	プラスチック資材の新素材への切り替え	20%削減

各指標における目標値は、前連結会計年度（2025年2月期）の実績値を基準としております。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2026年5月27日）現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループにおけるリスクとは、会社に物理的、経済的、社会的もしくは信用状の損失又は不利益を生じさせる可能性を指し、そのリスクの詳細と対応を特定して管理することによりリスクを防止するとともに、リスクが発生した場合には迅速かつ的確に対応すること、または再発防止の対応を行うことで会社損失の最小化を図り、企業価値を保全することを目的に、想定されるリスクに対する組織対応を行なっております。

（1）当社グループのリスク管理体制

当社グループにおいては、リスク管理の担当役員として取締役会決議により、取締役又は執行役員の中から、CRO（Chief Risk Officer）を選任し、CROは各事業本部のリスク管理責任者としてRM（Risk Manager）及びRM補佐若干名を指名しています。RM及びRM補佐は、自部署のリスクの評価と対応及びリスクが発生したとき、またはその発生が予想されるときにリスク対応を行ない、平常時のリスク管理やリスクが発生した場合の対応について、各部署内に周知徹底を行なっています。また、それらのリスク管理の推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、定期的なリスク管理体制の審議や改善案による整備及び、継続的なリスク管理意識の向上に努めております。

（2）当社グループの主要なリスク

1．戦略リスク

競合による影響（影響度：中、発生頻度：高）

当社グループはコンビニエンスストア事業を運営しておりますが、コンビニエンスストア業界のみならず、食品スーパー、ファストフードやドラッグストア等の他業界との間において競争状態にあります。当社グループが提供する商品の品質、価格、あるいはサービスレベルを上回る競争先が現れた場合、または更なる競争の激化によりコスト負担が高んだ場合、当社グループの業績及び財政状況が悪化する可能性があります。

（対応策）

競合出店や環境変化について事前情報の早急な収集と、競合展開前後の事業予測を立案し、各部署で連携して対策を検討しております。施設内店舗においては、従来の営業時間外において無人化営業を行うなど、立地に合わせた独自の店舗展開を開発・拡大するなど、継続して競合店に対抗しうる独自商品・サービスの開発を実施してまいります。

出退店政策の巧拙（影響度：大、発生頻度：中）

コンビニエンスストア業界は、オーバーストアの状態による競合が続いており、出店余地も地域によっては少なくなってきました。当社グループでは、店舗開発を行うにあたり、十分な商圈調査や立地分析を行い進めておりますが、計画どおりに出店ができなかった場合や想定外の退店に伴う費用が発生した場合、あるいはそのドミナント形成が崩れ、物量やルートにおいて商品の出荷や配送に支障をきたした場合は、当社グループの業績及び財政状況が悪化する可能性があります。

（対応策）

出閉店前に、執行会議や取締役会において計画の詳細な検討を実施してその可否を問い、また、出閉店後は事前計画とのすり合わせを行い、以降の計画精度向上に活用しております。また、商品配送においては小規模店舗では宅配便を活用したり、新規製品の物流について既存取引先を活用して取引額を増やしたりして、代替の配送会社や業務委託業者への切替えについて、常時対応できる情報を準備しておくなどの対応を行なっております。

法的規制（影響度：大、発生頻度：中）

当社グループが運営するコンビニエンスストア事業は、食品衛生法、環境・リサイクル関連法規等、様々な法的規制を受けており、すべての法的規制を遵守すべく取り組んでおります。しかし、規制が強化されるなどの規制遵守に係るコスト負担等が増加した場合には、業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、営業時間や出店地域などにおける法的規制が行われた場合、あるいは働き方改革関連法などで物流コストが上昇した場合は、当社グループにおける業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（対応策）

社内においては、規程やマニュアル制定等の体制整備・改善、研修等で従業員への関連法案の熟知に努めております。また、法改正等の最新情報をキャッチするための情報源やルート体制を構築し、事前かつ早急に対応するよう努めております。社外においては取引先企業等と情報交換を頻繁に行い、配送や開発の効率化等を連携することでコスト削減を進めてまいります。

原材料等の調達（影響度：中、発生頻度：高）

当社グループは、コンビニエンスストア事業の運営と製造部門である弁当工場及び商品センターを運営しており、弁当工場で製造する食材の原材料は、商品相場や為替変動によって価格が変動します。食材の原材料や容器など副資材の高騰等は製造原価のアップや利益率の悪化につながります。また、既存取引先の倒産・事業停止・取引停止などにより当社の提供するサービスが停止となった場合は、業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（対応策）

価格が高騰した場合に影響度の大きい商品・原材料のカテゴリーについて、代替のできる調達先、あるいは複数の調達先を継続して確保するように努めてまいります。

人材の確保（影響度：中、発生頻度：高）

当社グループはコンビニエンスストア店舗の運営、弁当工場及び商品センターの運営、また、フランチャイズシステムの管理・運営を行っていくための相応の人材確保が必要となっています。

人材不足による各事業を運営するための人材確保に困難をきたした場合や、人員の定着率の低下に伴う残りの社員の負担増、管理者レベルの人員不足による安定的・計画的な事業運営への支障、品質低下などがあった場合に当社グループにおける業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（対応策）

必要人員確保のため、様々な採用管理の強化（募集活動の強化、ニーズに合わせた柔軟な採用活動・条件見直し、ターゲット拡大、ミスマッチ低減等）を行っております。また、定着率管理の強化（働きやすい、働きがいのある職場作り。福利厚生充実、公正な評価、処遇面の充実、教育訓練・能力開発の整備、円滑な人間関係、ハラスメント防止等）にも努め、あらゆる方法で魅力ある職場環境を構築していきます。同時に部署、業務内容によってはDXの推進（業務効率、生産性の向上）やアウトソーシングを活用して事業運営の継続性を確保していきます。

フランチャイズ契約に関するリスク（影響度：大、発生頻度：低）

当社グループは加盟者との間でフランチャイズ契約を締結し、コンビニエンスストア事業を行っております。このため、競合店の出現等による加盟店収支の悪化や店舗における事故、不祥事等によりブランドイメージが損なわれた場合、フランチャイジーとの間で何らかのトラブルや訴訟が提起され、当社にとって不利益な結果になった場合、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を与える可能性があります。

（対応策）

日頃から加盟者へのノウハウの伝達や経営指導をする中で、フランチャイズ店舗の経営状況を把握すること、また共栄共存を図り信頼関係を構築して、強固なパートナーシップを築いてまいります。

レピュテーションリスク（影響度：大、発生頻度：低）

当社グループが販売・製造する商品・製品およびサービスへの評価・評判やクレーム、あるいは店舗等で発生する事件事故、当社および経営者・従業員・フランチャイズ加盟者の不祥事等による風評被害があった場合は、企業イメージを低下させ、販売不振等により、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

（対応策）

コンプライアンス・リスク管理研修を通じて問題の発生を防止する等、各種の問題発生の防止に努めており、万一問題が発生した際には、できる限り速やかにマスコミ及び自社Webサイト等に公表することにより、お客さま等関係者への影響を最小限に抑えたとともに関係者からの信頼回復に努めてまいります。

2. 財務リスク

固定資産の減損処理（影響度：中、発生頻度：高）

コンビニエンスストア事業における店舗収支の悪化、あるいは自社工場・商品センターの稼働状況等によって減損処理が必要となった場合には、当社グループの業績及び財政状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

（対応策）

投資に際しては、事業目的と収支予測、将来環境等を検討・議論し、将来キャッシュ・フローを獲得できると判断できた場合にのみ決定することとしています。

資金調達に関するリスク（影響度：大、発生頻度：低）

当社グループは金融機関からの借入やリース会社とのリース契約により資金調達を行っております。そのため、信用低下による融資枠減少や解除、リース会社による契約拒否等の状況となった場合は、当社グループの業績及び財政状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

（対応策）

常に調達先へ経営の現況について報告し、事業計画や進捗に理解を深めていただくとともに信用力の持続に努めております。また、緊急時に支障をきたさないよう、複数の調達先の確保に努めてまいります。

3. ハザードリスク

自然災害による影響（影響度：大、発生頻度：低）

当社グループが運営する事業は、広域に店舗または取引先を有しております。そのため、自然災害により店舗や取引先への商品供給機能がストップするなど、継続的運営が阻害されることとなった場合、あるいは自社工場・商品センターに人的・物理的な災害を被り商品供給拠点が失われた場合は、当社グループの業績及び財政状況が悪化する可能性があります。

（対応策）

当社グループでは自然災害に備えてリスク管理規程、リスク管理マニュアルを制定し、実際に発生した場合に、規程・マニュアルに沿ったコミュニケーションや行動ができるよう、日頃から従業員教育や訓練を行い、発生時の被害が最小限のものとなるように準備しております。また、商品供給拠点については複数拠点を構えて事業継続に備えております。

新型コロナウイルス等について（影響度：中、発生頻度：低）

当社グループはコンビニエンスストア事業を運営しておりますが、インフルエンザ・コロナウイルス・ノロウイルス、その他伝染病等の感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出や、企業のリモートワーク化等は、外出の自粛や人の移動制限による来店客数の減少や、事業所等、限定商圏への出店中止や先送りの要因となるなど、売上の減少につながる要因となり、長期化した場合には当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（対応策）

当社グループでは、各感染症ごとに対応するガイドラインを定め、マニュアルと利用可能な各種テンプレートを作成して感染症拡大時の対応に備えております。また、食品を扱うことから日常的に店舗、自社工場、商品センターにおいては衛生管理の徹底に努めております。

事件・事故によるリスク（影響度：大、発生頻度：低）

当社グループにおいてお客様、従業員、加盟店あるいは仕入先や業務委託先において、死傷・損傷につながる重大な事件・事故による被害を被った場合、店舗営業の停止や工場・センターの稼働停止などにより、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（対応策）

当社グループでは、いざというときは人命第一として各種マニュアルや研修を用いて安全意識を高める教育・啓蒙に励んでおります。また、定期的な検査・確認・記録を行い、事故を未然に防ぐ対策を行っております。さらに、万が一の際にはインフラの稼働に極力支障が出ないように、複数拠点の体制を取るよう努めております。

ITシステムに関するリスク（影響度：大、発生頻度：中）

当社グループの事業はあらゆる情報システムにより運営・管理されています。従いまして外部からのサイバー攻撃やウィルス感染、又は内部のシステム障害、あるいは過度の外部システムベンダーやレガシーシステムへの依存により、システム利用の継続性リスクが発生した場合には、店舗運営や製品製造、商品配送業務等に重大な影響を与え、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（対応策）

当社グループでは、安定的なシステム運用のため、複数のサーバによる運用、定期的なバックアップの実施等、各種セキュリティツールの強化やシステムベンダーとの連携により、可用性とデータ保全性を最優先で確保します。そして、システムの障害レベル別対応マニュアルを策定して即時対応体制を周知し、情報漏洩や障害発生時には最小限でのシステム復旧に備えております。また、複数ベンダー制の採用、計画的なリプレース実施により、環境変化やコスト増大、レガシー化に伴う事業継続リスクを最小化します。

4. オペレーショナルリスク

食の安全に関する事項（影響度：大、発生頻度：低）

当社グループが運営している弁当工場及び商品センターでは、品質管理、鮮度管理を徹底し、安全管理に対して万全の体制で臨んでおります。しかしながら、品質管理に問題が発生した場合や品質管理、鮮度管理の強化や対策を講じるための費用が発生した場合、また、供給先である店舗での消費期限切れ商品の販売や、商品の消費期限の改ざんが行われた場合には、業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（対応策）

食品事故対応マニュアルの策定・周知と定期的なアップデートを実施して、食の安全に対応しております。また、弁当工場及び商品センターにおいてはHACCPに準拠した衛生管理、トレーサビリティ、商品検査の実施、表示に関する法令遵守を徹底し、店舗においてはマニュアルや管理ツールに基づき、適切な運用が行われているかを把握するために現場画像を入手し、現場担当者だけでなく管理部署でも確認するよう規定・運用しております。

コンプライアンスに関するリスク（影響度：中、発生頻度：低）

当社グループは小売、卸売、製造など、あらゆる業種において様々な法令を遵守し、また、多くの個人情報や営業機密を保持しながら事業を行っております。万が一これらに抵触、あるいは漏洩した場合には、行政命令による事業の停止や、企業イメージ低下、人材の流出などが懸念され、業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（対応策）

従業員への教育に加え、定期的なチェック規定を個別に制定し、法令遵守の啓蒙に努めており、公益通報者保護法に対応した内部通報処理規程を定め、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の窓口としてコンプライアンス相談室を設置しております。また、情報漏洩に関しては、社内規程の制定と、漏洩しないためのシステムを含めた仕組みの確立・運用を実践しておりますが、万一問題が発生した際には、関係各部署及び関係省庁へ報告相談することで正しい対応を取るよう努めます。また、報道機関へ適宜開示することで信頼を早期に回復するよう努めます。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度（2025年3月1日～2026年2月28日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に経済活動の正常化が進み、インバウンド需要の増加や賃金上昇の広がりも相まって、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

しかしながら、地政学リスクの高まりや米国の通商政策の動向、さらにはエネルギー価格の高騰や人件費・原材料費の上昇が継続しており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

コンビニエンスストア業界におきましても、物価上昇に伴う消費者の節約志向が一段と強まる一方で、深刻な人手不足への対応や運営コストの増加が企業収益を圧迫しており、競合他社との差別化や効率的な店舗運営による利益確保が、喫緊の重要課題となっております。

<売上と利益の状況>

1. 売上高の状況

店舗売上におきましては、原材料価格の上昇に伴う継続的な販売価格の適正化が寄与し、堅調に推移いたしました。第3四半期以降、客数が前年を下回る局面もありましたが、当連結会計年度の既存店売上高は前年同期比104.9%と前年を上回る結果となりました。

自社工場製品の販売につきましては、冷凍惣菜の大量生産に適したトンネル式フリーザーを導入し増産体制を構築した結果、冷凍部門の売上高は前年同期比234%と大幅に伸長しました。また、弁当・惣菜販売については販路拡大に注力したことにより、外部小売事業者向けの売上も前年同期比197%と高い成長を記録いたしました。

2. 利益の状況

利益面におきましては、物価上昇に伴う消費マインドの低下から客数が減少したほか、米や海苔を中心とした原材料価格の高騰、エネルギーコストの高止まり、および人件費の上昇が収益を圧迫する要因となりました。加えて、工場の増産に向けた人員確保や設備投資に伴う先行費用が発生したことなどから、営業利益並びに経常利益は前年同期を下回り、営業利益は302百万円（前年同期比26.0%減）、経常利益は305百万円（同：26.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は134百万円（同：64.2%減）となりました。

セグメントごとの活動状況は以下のとおりであります。

<スマートストア事業>

スマートストア事業におきましては、「ポプラ」および「生活彩家」ブランドを中心に、施設内等の小規模店舗に特化した展開を推進し、売上高の拡大と収益性の向上に注力してまいりました。

店舗運営面では、発注精度の向上による欠品防止や品揃えの最適化、QSC（クオリティ・サービス・クリンリネス）の再徹底に取り組んだほか、施設内店舗の収益改善を目的とした施策を強化いたしました。具体的には、POSレジのセルフ決済システムを活用した「無人営業モード」の導入を推進し、有人営業時間終了後に、オペレーションコストを抑制しつつ、夜間・休日等の営業時間延長を実現することで、加盟店の売上および利益の改善に努めてまいりました。

商品面におきましては、主力商品である、お店で炊いたご飯を盛り付ける「ポップ」の品質を抜本的に見直した結果、販売数が大幅に伸長いたしました。また、地域社会（大学・高校・社会福祉法人等）と連携した共同開発商品の展開など、地域密着型のマーチャンダイジングの強化に取り組みました。加えて「スイーツアラカルト定期便」と称した全国のお取り寄せスイーツの販売を実施し、売上の確保と集客に努めました。

そのような中で、「昭和100年」を記念した広島のお菓子老舗企業とのコラボレーション商品「おきなおむすび広島づくし」が、『お弁当・お惣菜大賞 2026』のおにぎり部門において優秀賞を受賞するなど、商品力の向上に一定の成果が得られました。

製造部門におきましては、ドラッグストア向け弁当・惣菜の販路の拡大や、高齢者施設向け完全調理済み冷凍惣菜の受注が大幅に増加いたしました。これに伴い、継続課題であった工場稼働率が大きく向上したほか、2025年7月にはトンネル式フリーザーを導入し、急増する需要に対応するための供給体制の強化と生産の効率化を図っております。

以上の結果、売上面では堅調に推移したものの、原材料価格や燃料費、物流費の高騰によるコストアップの影響を大きく受け、スマートストア事業の営業総収入は、5,001百万円（前年同期比1.5%減）、営業損失は316百万円（前年同期実績：営業損失135百万円）と損益面では依然として厳しい状況が続いております。

<ローソン・ポプラ事業>

ローソン・ポプラ事業におきましては、「お客様から“選ばれる売場”の実現」を基本方針に掲げ、商品ラインナップの拡充、店舗クレンリネスの徹底、および接客サービスの品質向上に注力いたしました。

販売促進面では、ローソン創業祭における増量企画「盛りすぎチャレンジ」のほか、飲料の進星を行う「ハビ得祭り」や「ご当地!うまいもん祭」等の各種キャンペーンが奏功し、客数と売上の増加に寄与いたしました。

商品面では、全面リニューアルされた「3つ星ローソンおにぎり」が販売を牽引したほか、抜本的な見直しにより品質が強化された、ポプラグループの強みである、お店で炊いたご飯を盛り付ける「ポップ弁」の拡販を行った結果、既存店売上高前年同期比は105.4%となりました。

店舗展開につきましては、広島県庁内や小豆島への出店を含め、計11店舗の新規出店を実施いたしました。また、経営効率の向上を目的とした既存直営店のフランチャイズ(FC)化を9店舗で実施した結果、当連結会計年度末の店舗数は131店舗(前年同期末比11店舗増)、FC比率は86%となっております。

これらの結果、ローソン・ポプラ事業の営業総収入は5,969百万円(前年同期比2.6%減)、営業利益は943百万円(前年同期比7.6%増)となりました。

財政状態の状況

資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度における資産、負債及び純資産の状況は、次のとおりであります。

(流動資産)

前連結会計年度に比較し当連結会計年度の流動資産は63百万円増加し1,804百万円(前連結会計年度比3.6%増)となりました。これは、主に現金及び預金が35百万円増加、また、自社工場製品の外部への販売が増加したことから売掛金が65百万円増加したこと及び、在庫の減少により商品及び製品が32百万円減少したことによるものであります。

(固定資産)

前連結会計年度に比較し当連結会計年度の固定資産は110百万円増加し2,149百万円(前連結会計年度比5.4%増)となりました。これは、主に工場において冷凍惣菜増産のためにトンネル式フリーザーを導入した事により機械装置及び運搬具が155百万円増加したこと及び、直営店閉店等に伴い敷金及び保証金が33百万円減少したことによるものであります。

(流動負債)

前連結会計年度に比較し当連結会計年度の流動負債は103百万円増加し1,727百万円(前連結会計年度比6.4%増)となりました。これは、主に、当連結会計年度末日が金融機関の休業日であったことにより債務の支払いが翌営業日に繰り越されたこと等から買掛金が191百万円、加盟店買掛金が18百万円及び未払金が94百万円増加したこと及び、返済に伴い1年内返済予定の長期借入金が107百万円、リース債務が67百万円減少したことによるものであります。

(固定負債)

前連結会計年度に比較し当連結会計年度の固定負債は28百万円減少し1,346百万円(前連結会計年度比2.1%減)となりました。これは、主に設備導入による金融機関からの借入及び毎月の返済により長期借入金が117百万円増加したこと、返済によりリース債務が101百万円、直営店閉店等に伴い長期預り金が39百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

前連結会計年度に比較し当連結会計年度の純資産は98百万円増加し879百万円(前連結会計年度比12.6%増)となりました。これは、主に増資により資本剰余金が320百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が134百万円であったこと及び優先株式の配当支出が45百万円であったこと、取得による自己株式の増加に伴い311百万円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動により487百万円の増加、投資活動において232百万円の減少、財務活動において219百万円の減少があった結果、当連結会計年度に35百万円増加し、当連結会計年度末には841百万円(前連結会計年度末比4.3%増)となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、増加した資金は487百万円(前年同期は433百万円の増加)となりました。これは増加要因として主に、税金等調整前当期純利益250百万円に加え、減価償却費が63百万円、減損損失が53百万円であったこと及び当連結会計年度末日が金融機関の休業日であったことにより債務の支払いが翌営業日に繰り越されたこと等から仕入債務の増加が210百万円、未払金の増加が76百万円であったこと、減少要因としては主に、冷凍部門の売上が増加したことによる売上債権の増加額が65百万円、法人税等の支払額が98百万円であったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は232百万円(前年同期は26百万円の増加)となりました。これは主に冷凍惣菜増産のためトンネル式フリーザーを導入したことなどにより有形固定資産の取得による支出が222百万円、無

形固定資産の取得による支出が23百万円、直営店閉店等に伴い敷金及び保証金の回収による収入が34百万円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、減少した資金は219百万円(前年同期は405百万円の減少)となりました。増資に伴い株式の発行による収入が296百万円、設備導入のための新規借入に伴い長期借入れによる収入が200百万円、自己株式の取得による支出が311百万円、長期借入金の返済による支出が190百万円、リース債務の返済による支出が168百万円あったこと、配当金の支払いが45百万円あったことによるものであります。

販売の実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
スマートストア事業	5,001,533	98.5
ローソン・ポプラ事業	5,969,821	97.4
報告セグメント計	10,971,354	97.9
その他の事業	682,692	82.9
合計	11,654,047	96.9

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の売上高は7,972百万円(前連結会計年度比6.7%減)となりました。これは近年の政策目的である、ローソン・ポプラ事業における直営店舗のフランチャイズ化を促進したことが主な要因で、その他、ドラッグ事業の不採算となった1店舗を閉店したことも少なからず影響しております。一方で既存店舗の前年同期比は104.9%と依然として店舗売上は好調に推移しており、店舗収益以外の事業の柱とすべく注力している自社工場製品の外部事業者への販売も、冷凍惣菜及び弁当・惣菜それぞれ前年同期比は234%、197%と大きく伸長しております。また、売上高の減収はあるものの、フランチャイズ化の相対として、ロイヤリティ収入は増加しており営業収入は3,681百万円(同5.7%増)と連続して増収を計上しました。これらにより、営業総収入は11,654百万円(同3.1%減)となったものの、次期はここ数年の連続しての減収の波を止める布石は打つたものと考えております。

コスト面におきましては、物価高に伴う原材料や商品の高騰、直営店のフランチャイズ化に伴う初年度の支援販促コストや、チェーン店舗数増加に伴う賃借料の上昇、その他、配送コストの上昇などにより、営業利益は302百万円(前年同期比26.0%減)となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの主な資金需要は、店舗設備、自社工場の機械装置及びシステム開発・更新等の設備投資資金と、チェーン本部及び直営店舗の運営資金であります。設備投資資金は主に自己資金またはリース契約及び金融機関からの借入金にて、運営資金につきましては自己資金もしくは金融機関からの借入金にて調達することとしております。

資金の流動性については、年度の資金繰り予測表を作成し、事業計画及び実績と照らし合わせながら月次単位で補正をかけて、突発的な資金不足が起こらないよう注視しております。また、予測に沿って当座貸越契約の利用や長期借入を実施して流動性を確保しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要となる事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りであるが故の不確実性により、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

特に、固定資産の減損の判定にあたっては、資産のグルーピングを行い、収益性、用途変更、除売却の意思決定の有無等により兆候判定を実施しています。また、減損損失の認識においては、割引前将来キャッシュ・フローを直近の実績や事業計画に基づき合理的に見積もるほか、不動産等の資産については、適正な正味売却価額を用いて、固定資産の帳簿価額の回収可能性の可否について判定を行っています。しかしながら、割引前将来キャッシュ・フローの見積りについては、事業計画の実現可能性に不確実性を伴うため、事業計画の変更や市場環境の変化により、その見積り額的前提とした条件や仮定に変更が生じ、見積り額が減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものについては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5【重要な契約等】

(1) ポプラフランチャイズ加盟契約

当社のフランチャイズ加盟契約は、「ロイヤルティーは売上の3%、契約期間は5年、違約金なし」を特色としております。ロイヤルティー比率は相対的に高いものではなく、また加盟者に対する拘束力は強いものではないため、当社には、魅力ある店舗作り及び加盟者との友好的関係が重要になっております。

加盟店契約の要旨

当社が加盟契約者との間で結ぶ基本契約であり、契約内容の要旨は次のとおりであります。

a 契約の名称

ポプラ・フランチャイズ契約

b 契約の本旨

当社の許諾によるコンビニエンスストア経営のためのフランチャイズ契約関係を形成することであります。

c 加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項

徴収する金銭の額	その性質
総額 約5,200,000円	下記(a)と(b)の合計
内訳 (a) 加盟金 1,000,000円	当チェーンに加盟する証拠金（消費税等は含まず）及び15日間の研修費用（宿泊費含む）。 加盟者が当社及び仕入先に対して有する全ての債務の精算に備えるため、予め当社に預託する保証金（契約終了時に債権債務精算後、加盟者に返還されます。）。
(b) 保証金 約4,200,000円 (店舗面積1㎡当たり30,000円で、上記概算金額は1店舗当たりの平均額)	

d フランチャイズ権の付与

(a) “ポプラ”または“生活彩家”の商号・商標の使用権

(b) 店舗の経営ノウハウとその情報、各種マニュアル・資料・書式等を使用する権利

e 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

(a) 当社は、開業時の加盟店の商品の品揃えを行います。この開業時在庫商品の代金の支払については、開業後加盟店から当社へ送金される売上代金から随時充当決済されることとなります。

(b) 加盟者は当社が指定する納入業者から商品の供給を受けます。

f 経営の指導に関する事項

(a) 研修

当社の実施するフランチャイズ・システムの理解、販売心得、接客方法、商品管理、仕入の事務処理、帳票類の作成方法及び直営店における実務研修（概ね2週間）。

(b) 加盟者に対する継続的な経営指導方法

イ．担当者を派遣して、店舗・商品・販売に関する定期的、継続的助言・指導。

ロ．加盟店の知名度を高め、販売促進のための広告宣伝を行う。

ハ．最も効果的と判断される標準小売価格を開示する。

ニ．信頼できる仕入先の推奨及び商品情報の提供。

ホ．販売情報等の資料の提供と当社のPOSシステムに関する情報の伝達。

g 加盟店から定期的に徴収する金銭に関する事項

加盟店より、当社が実施するサービスの対価として月間総売上金額の3%相当額を徴収。

h 契約の期間・更新及び契約の解除

(a) 契約の期間

契約締結日より満5年間

(b) 契約の更新

契約満了に際し、協議し、合意に基づいて行われます（特に障害となる事由がない限り、原則として更新されることとなります）。

(c) 契約の解除

イ．仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立てを受け、もしくは破産、再生手続きの申し立てを受け、または自らこれをなし、その他滞納処分、支払停止処分を受ける等の事由により、契約の履行が困難であると認められたとき。

ロ．ロイヤルティー、商品代金等の累積不足額が保証金の80%に達したとき。

ハ．「ポプラ・チェーン」を不正に利用し、あるいはその運営を妨害し、もしくはその名誉を毀損し、またはその利益を侵害し、その他この契約を継続し難い重大な背信行為があるとき。

(2) ポプラリテール加盟契約

加盟契約の要旨

株式会社ポプラリテールと加盟契約者との間で結ぶ基本契約であり、契約内容の要旨は次のとおりであります。

- a 契約の名称
フランチャイズ契約
- b 契約の本旨
株式会社ローソンとのメガフランチャイズ契約に基づく、株式会社ポプラリテールの許諾によるローソン・ストア経営のためのフランチャイズ契約関係を形成すること。
- c フランチャイズ権の付与
 - (a) ローソン・ストア経営について”ローソン・ポプラ“または“ローソン”の商品商標・サービスマーク・意匠・その他の標章の使用権。
 - (b) ローソン・ストア経営のノウハウとその情報、各種マニュアル・資料・書式等を使用する権利。
- d 加盟店に対する商品の販売条件に関する事項
 - (a) 株式会社ポプラリテールは、開業時の加盟店の商品の品揃えを行います。商品代金は加盟者が負担します。また、開店後は加盟者が株式会社ローソンの推薦する仕入先及びその他の仕入先から商品を買取ります。
 - (b) 商品代金の支払は、日々加盟者が株式会社ポプラリテールに送金する売上代金から随時充当決済されます。
- e 経営の指導に関する事項
 - (a) 仕入先の推奨と仕入数量の提案および商品構成や陳列、管理、保管の状況に関する指導
 - (b) 販売促進活動に関する指導
 - (c) 接客態度、服装や身だしなみにに関する指導
 - (d) 衛生管理、美観、清潔感の保持に関する指導
 - (e) 毎月の会計帳票の作成および会計業務に関する指導と助言
 - (f) その他店舗運営全般に関する指導、助言、援助
- f 契約の期間、契約満了後の新規契約及び契約解除に関する事項
 - (a) 契約期間
契約締結日から新規オープン日の属する月の初日より満10ヵ年目の日
 - (b) 契約満了と満了後の再契約
契約満了により終了し、更新はありません。但し、契約終了の6ヵ月前までに加盟者が合意した場合には、株式会社ポプラリテールの提示するフランチャイズ契約により再契約を締結します。
 - (c) 契約解除・解約の条件
株式会社ポプラリテール又は加盟者がフランチャイズ契約上の定めに重大な違反をした場合や、信用不安となった場合など、フランチャイズ契約を継続しがたい事由が生じた場合は、その相手方はフランチャイズ契約を解除することができます。

(3) メガフランチャイズ契約

- a 契約当事者
株式会社ポプラリテール及び株式会社ローソン
- b 契約締結日
2020年9月23日
- c 契約の本旨
株式会社ポプラリテールが、株式会社ローソンの指導援助・営業施策をもとに、自らまたは第三者を通じてローソンストアを経営するための契約関係を形成すること。
- d 契約の内容
 - (a) ローソン・ストア経営について”ローソン・ポプラ“または“ローソン”の商品商標・サービスマーク等の使用の許諾
 - (b) ローソン・ストア経営のノウハウとその情報、各種マニュアル・資料・書式等を使用する権利。
 - (c) 契約店舗の営業についての経営指導。
 - (d) 株式会社ポプラリテールは、個店総粗利益高にチャージ率を掛けた対象契約店舗の総合計額をメガFCチャージとして株式会社ローソンへ支払う。

e 契約期間

契約締結日より15年

(4) 引受契約

当社はHiCAP5号投資事業有限責任組合（以下「HiCAP5号」といいます。）及びMIT広域再建支援投資事業有限責任組合（以下「MIT広域再建支援」といい、HiCAP5号と併せて個別に又は総称して「割当先」といいます。）との間で、それぞれ引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、HiCAP5号及びMIT広域再建支援に総額320百万円のB種種類株式を発行しました。

a 契約締結年月日

2025年10月16日

b 契約相手先及び住所

相手先名称	住所
HiCAP5号投資事業有限責任組合	広島市中区紙屋町一丁目3番8号
MIT広域再建支援投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号東京虎ノ門グローバルスクエア5階

c 割当先と締結した引受契約について

当社は、割当先であるHiCAP5号及びMIT広域再建支援との間で、それぞれ以下の内容を含む引受契約書（以下「本引受契約」といいます。）を締結しました。

(a) 事前承諾事項

当社は、本引受契約締結日以降、HiCAP5号及びMIT広域再建支援が全てのB種種類株式を保有しないこととなる日までの間、本引受契約に別段の定めのある場合又はHiCAP5号及びMIT広域再建支援の事前の書面による承諾のある場合を除き、以下に掲げる各行為を行わず又は子会社をして行わせないものとする。但し、当社の事業遂行上の緊急の必要性があり、HiCAP5号及びMIT広域再建支援の事前の書面による承諾を取得していたのではかかる緊急の必要性に対応することができない場合はこの限りではない。また、HiCAP5号及びMIT広域再建支援は、本項における事前の書面による承諾を、いかなる場合も不合理に拒絶してはならず、かかる承諾の判断を当社の意向を尊重して行わなければならない。

イ．当社の定款の変更（新たな種類株式又はかかる種類株式を対象とする新株予約権の発行を目的とする定款変更その他B種種類株式の保有者に重大な損害を及ぼすおそれがある定款変更に限る。）及び株式取扱規程の変更（B種種類株式に係る事項についての変更に限る。）

ロ．現金の交付を伴う株式併合

ハ．当社による剰余金の配当（金銭に限られず、中間配当を含む。但し、A種種類株式及びB種種類株式に係る配当を除く。）その他の処分

ニ．株式会社以外への組織変更、合併、当社が分割会社となる会社分割、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転

ホ．事業の全部の譲渡

ヘ．解散、清算又は倒産処理手続開始の申立て

また、当社は、本引受契約締結日以降、HiCAP5号及びMIT広域再建支援が全てのB種種類株式を保有しないこととなる日までの間、HiCAP5号及びMIT広域再建支援の事前の書面による同意なく、株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」といいます。）を発行又は処分してはならない。但し、A種種類株式又はB種種類株式における普通株式を対価とする取得請求権の行使に伴って株式等が発行又は処分する場合並びに当社及びその子会社の役職員を割当先として株式等をインセンティブ目的で発行する場合は、この限りではない。

(b) 償還請求の条件

B種種類株式発行要項の定めにかかわらず、本引受契約に定める一定の場合を除き、HiCAP5号及びMIT広域再建支援は、B種種類株式の発行日以降2026年5月31日までの間は、B種種類株式の償還請求権（本bにおいて、B種種類株式に係る金銭対価の取得請求権をいう。）を行使できない。

(c) 取締役指名権

当社は、本引受契約締結日以降、HiCAP5号及びMIT広域再建支援が全てのB種種類株式を保有しないこととなる日までの間、当社とHiCAP4号、MIT広域再建支援の間で2023年4月26日付でそれぞれ締結した引受契約書に基づきHiCAP4号及びMIT広域再建支援が当社の社外取締役1名を指名できる場合を除き、取締役の選任が議題となる当社の各定時株主総会において、HiCAP5号及びMIT広域再建支援が指名する者それぞれ1名を当社の非常勤の社外取締役として選任する議題及び議案を上程し、かかる議案が承認されるよう最大限努力する。

d 割当先と締結した株主間協定について

当社は割当先であるHiCAP5号及びMIT広域再建支援（以下「本株主」といいます。）との間で、以下の内容を含んだ株主間協定書（以下「本株主間協定」といいます。）を締結しました。

(a) B種種類株式の譲渡

本株主の一方がその保有するB種種類株式の全部又は一部(本(a)において以下「譲渡対象株式」といいます。)を第三者(以下「譲渡相手方」といいます。)に対して譲渡することを希望する場合には(かかる譲渡を希望する本株主を以下「譲渡希望株主」といいます。)、事前にもう一方の本株主に対し、(i)譲渡相手方が譲渡対象株式を購入する意図を有すること、(ii)譲渡対象株式の数、(iii)1株当たりの譲渡価格、(iv)譲渡相手方の氏名又は名称、及び(v)その他の譲渡に関する主要条件を記載した書面により通知(以下「譲渡通知」といいます。)しなければならない。

譲渡通知を受けた本株主及び譲渡希望株主は、以下の手順に従って、その保有するB種種類株式の全部又は一部を譲渡することができるものとする。

- イ. 当該本株主は、譲渡希望株主による譲渡対象株式の売却に、譲渡相手方が希望する条件に対して、譲渡希望株主と同一の条件にて参加する権利(以下「共同売却権」といいます。)を有するものとする。
- ロ. 当該本株主は、共同売却権を行使した場合、譲渡希望株主及び譲渡相手方との間のB種種類株式の譲渡に関する交渉に参加することができ、当該本株主及び譲渡希望株主は、当該交渉の結果、譲渡希望株主、譲渡相手方及び当該本株主が別途合意する条件で、その保有するB種種類株式の全部又は一部を譲渡相手方に売り渡すものとする。

(b) 転換請求権の行使

本株主の一方がその保有するB種種類株式の全部又は一部(本(b)において以下「転換対象株式」といいます。)について、当社の普通株式を対価とする取得請求権(以下「転換請求権」といいます。)の行使を希望する場合には(転換請求権の行使を希望する本株主を以下「転換希望株主」といいます。)、事前にもう一方の本株主に対し、(i)転換請求権を行使する意図を有すること、(ii)転換対象株式の数、及び(iii)転換請求権の行使予定時期を記載した書面により通知(以下「転換通知」といいます。)しなければならない。

転換通知を受けた本株主及び転換希望株主は、以下の手順に従って、その保有するB種種類株式の全部又は一部について、転換請求権を行使することができるものとする。

- イ. 当該本株主は、転換希望株主と協議の上、別途合意した条件で、転換希望株主による転換請求権の行使日と同日付で自らも転換請求権を行使することができる。
- ロ. 当社は、当該本株主及び転換希望株主から連名で転換請求権の行使に係る通知を受領した場合、B種種類株式発行要項に従い、当該本株主及び転換希望株主が希望する数の当社の普通株式を発行するために必要な手続を履践する。

(c) 償還請求権の行使

本株主の一方がその保有するB種種類株式の全部又は一部(本(c)において以下「償還対象株式」といいます。)について、金銭を対価とする取得請求権(以下「償還請求権」といいます。)の行使を希望する場合には(償還請求権の行使を希望する本株主を以下「償還希望株主」といいます。)、事前にもう一方の本株主に対し、(i)償還請求権を行使する意図を有すること、(ii)償還対象株式の数、及び(iii)償還請求権の行使予定時期を記載した書面により通知(以下「償還通知」といいます。)しなければならない。

償還通知を受けた本株主及び償還希望株主は、以下の手順に従って、その保有するB種種類株式の全部又は一部について、償還請求権を行使することができるものとする。

- イ. 当該本株主は、償還希望株主と協議の上、別途合意した条件で、償還希望株主による償還請求権の行使日と同日付で自らも償還請求権を行使することができる。
- ロ. 当社は、当該本株主及び償還希望株主から連名で償還請求権の行使に係る通知を受領した場合、B種種類株式発行要項に従い、当該本株主及び償還希望株主が希望する額の金銭を交付するために必要な手続を履践する。

(d) 金銭を対価とする取得条項

当社が本株主の保有するB種種類株式の全部又は一部(本(d)において以下「取得対象株式」といいます。)を取得しようとする場合には、金銭対価償還日を定める当社の取締役会決議が行われる日(以下「金銭対価償還日決定日」といいます。)の25営業日前の日までに本株主に対し、(i)取得対象株式を取得する意図を有すること、(ii)取得対象株式の数、及び(iii)取得対象株式の取得予定時期を記載した書面により通知しなければならない。

当社は、以下の規定に従って、取得対象株式を取得することができるものとする。なお、本株主は、当社が以下の規定に定める手続を履践するのに必要な協力を行い、以下の規定に基づく当社による取得対象株式の取得に予め同意するものとする。

- イ. 当社は、本株主の双方から金銭対価償還日決定日の5営業日前の日までに取得対象株式の取得を求める旨の通知を受領した場合には、同一の条件で、かつ、同一の日に、本株主の双方が有する取得対象株式を取得するために会社法上及びB種種類株式発行要項上必要な手続を履践する。
- ロ. 当社は、本株主のうちいずれかの本株主のみから金銭対価償還日決定日の5営業日前の日までに取得対象株式の取得を求める旨の通知を受領した場合には、当該本株主が有する取得対象株式を取得するために会社法上及びB種種類株式発行要項上必要な手続を履践する。また、当該通知を上記期限までに行わ

なかった本株主が有する取得対象株式についても、当社は、自己の判断で、当該取得対象株式を取得するために会社法上及びB種種類株式発行要項上必要な手続きを履践し、当該取得対象株式を取得することができる。

八、当社は、金銭対価償還日決定日の5営業日前の日までに本株主のいずれからも取得対象株式の取得を求める旨の通知を受領しなかった場合には、自己の判断で、本株主のいずれか又は双方が有する取得対象株式を取得するために会社法上及びB種種類株式発行要項上必要な手続きを履践する。

(e) 当社の取締役会の構成

本株主は、当社の取締役会の構成員、人数等について協議することができる。

各本株主は、本引受契約に基づき、当社の取締役の候補者を各1名推薦することができ、当該各候補者を当社の取締役として選任するための手続等について協議することができる。

当社は、本株主間協定第6条に基づき本株主により推薦された当社の取締役の候補者各1名を当社の取締役として選任するための議案を、当社の株主総会に上程する。

e 当該合意の目的

当社は、大株主である株式会社ローソン（以下、「ローソン」といいます）より、進めてきた政策保有株式の縮減の一環として、保有する当社株式2,150,300株について全てを売却する意向である旨の連絡を受けたため、ローソンとの間でその方法や時期について協議を進めてまいりました。

当社は、株主の皆様に対する利益還元に関すること等を考慮し、ローソンにより当社株式が市場で売却される場合と比べて、ローソンの保有する株式を自己株式として取得することが将来的な企業価値の向上に資すると判断するに至りました。

本自己株式取得を行うために必要な資金を調達し、また、必要となる分配可能額を確保するために、本第三者割当による資金調達を行うことといたしました。

f 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社は、本自己株式取得に必要な資金及び分配可能額を確保するとともに、財務体質の安定化に向けて、様々な資金調達手法を検討してまいりました。こうした中、資本性のある資金調達手法に関しては、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価の状況等を勘案すると、当社普通株式による公募増資や第三者割当増資、ライツオフアリングの実施は、普通株式の希薄化を直ちにもたらすことにもなり得るため、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことや、調達額の確保に不確実性があることから適切でないと判断いたしました。また、社債又は借入といった負債性のある資金調達についても検討はしましたが、社債又は借入による資金調達では、一時的に資金を調達できる反面、調達金額が全額負債として計上されるため、現状の当社の財務状況を鑑みるに、利払い負担や返済負担が相応に発生することで、キャッシュ・フローに小さくないインパクトが生じ得るため、適切でないと判断いたしました。

以上を踏まえて、当社としては、普通株式の希薄化を最小限としつつ、必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るためにはB種種類株式の発行による資金調達が最適であると判断いたしました。

なお、割当先は、2023年5月に発行したA種種類株式を保有し、当社の事業内容にも精通しております。今後の事業活動や資本政策への影響を踏まえて、HiCAP5号及びMIT広域再建支援は株式を当面の間は保有する方針である旨をそれぞれ表明しており、B種種類株式の第三者割当であれば普通株式への転換が行われぬ限り希薄化の影響が少ないと判断したこと等も理由として、割当先を選定いたしました。

(5) 資本業務提携契約の解消

当社とローソンは、2014年12月8日付締結の資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を、2025年8月29日付で解消いたしました。

本資本業務提携契約解消の理由

ローソンが、その政策保有株の縮減方針に従い当社株式の売却を決定したため、「資本」を外した、業務提携契約へ変更するために、これまでの本資本業務提携契約を解消したものです。

(6) 業務提携契約の締結

当社と株式会社ローソン（以下、「ローソン」といいます。）は、2025年8月29日付で、業務提携契約（以下、「本提携契約」といいます。）を締結いたしました。

a 本提携契約締結の理由

当社とローソンの間の2014年12月8日付の資本業務提携契約を解消し、同契約に代わるものとして新たにローソンと、2025年8月29日付で本提携契約を締結いたしました。

b 本提携契約の内容

商品等の共同開発・共同仕入、店舗開発情報の共有、共同販売促進キャンペーンの実施、物流インフラの相互活用、ローソン・ポプラ店舗の営業等での事業提携を関連法令の下で、従来と変わらず実施してまいります。また、新たな業務提携の具体的な内容、方法その他の業務提携に関連する事項につきましては、別途両社間で協議の上、進めて参ります。

なお、当有価証券報告書提出日現在、ローソンは当社の株式を保有しておらず、また、当社もローソンの株式を保有していません。

6【研究開発活動】

当社グループは、お客様のニーズに応えるため、弁当惣菜及びファストフード等を中心にオリジナル商品の開発を常にすすめておりますが、その他特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における、当社グループの設備投資総額は、264百万円でその主なものは次のとおりであります。

(1) スマートストア事業

当連結会計年度においては、販売力強化のために店舗設備へ11百万円投資しております。その他、コストやセキュリティを踏まえ、システムのクラウドを化実施しました。これに関わる投資金額は28百万円であります。

(2) ローソン・ポプラ事業

当連結会計年度においては該当がありません。

(3) その他

当連結会計年度においては、自社工場の製造効率化や生産能力向上のため184百万円投資しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2026年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人) [臨時従 業員数]	
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	機械装置及 び運搬具	リース資産		合計
本部 (広島市安佐北区)	全社資産	統括施設	95,286	963	710,493 (39,710.66)	-	62,740	869,484	46 [2]
工場 (岡山県総社市他)	全社資産	製造設備	3,024	2,077	-	268,595	0	273,697	30 [40]
商品センター (岡山県総社市他)	全社資産	物流設備	0	230	-	0	-	230	7 [5]
支店・直営店 (広島市中区他)	スマート ストア事業	店舗設備	0	1,067	-	-	0	1,067	34 [14]
貸与設備	スマート ストア事業	店舗設備	14,830	0	539,141 (14,513.29)	-	0	553,972	0 [0]
その他の設備	その他事業	店舗設備	7,125	3,341	-	0	0	10,467	12 [35]

(2) 国内子会社

2026年2月28日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人) [臨時従業員数]
				建物及び 構築物	器具備品	土地 (面積㎡)	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
㈱ポプラ リテール	本部 (広島市南区)	ローソン・ ポプラ事業	店舗設備	376	0	-	-	-	376	52 [68]

(3) 在外子会社

該当会社はありません。

(注) パートタイマーは臨時従業員数に含めております。なお、臨時従業員数は年間の平均人員を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設

経常的な設備更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,160,072
A種種類株式	14,000
B種種類株式	6,400
計	36,180,472

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2026年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2026年5月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,938,133	13,938,133	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株
A種種類株式	14,000	14,000	非上場	単元株式数1株 (注1)
B種種類株式	6,400	6,400	非上場	単元株式数1株 (注2)
計	13,958,533	13,958,533	-	-

(注1) A種種類株式の内容は以下のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。)に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、50,000円(以下「払込金額相当額」という。)に、以下に定める料率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)

(a) 配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率5.5%

(b) 配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率6.5%

(c) 配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率7.0%

(d) 配当基準日が2027年2月末日に終了する事業年度に属する場合
及び2028年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率8.0%

(e) 配当基準日が2029年3月1日以降の日である場合 年率7.0%

但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(A種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(但し、上記(1)但し書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積(「A種累積未払配当金相当額」という。)する。当社は、A種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、A種種類株主等に対して行う。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額(以下「A種日割未払優先配当金額」という。)は、払込金額相当額にA種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日(但し、当該分配日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)

但し、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(A種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該分配日に係るA種日割未払優先配当金額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、() A種累積未払配当金相当額及び() A種日割未払優先配当金額の合計額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額を除いて得られる数とする。なお、本(2)においては、普通株式対価取得請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3)当初取得価額

取得価額は、当初、154円とする。

(4)取得価額の調整

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数 -} \\ \text{当会社が保有する} \\ \text{普通株式の数）} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array} \right)}{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数 - 当会社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ず

る日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

上記乃至による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員のためのインセンティブプランとして発行される株式及び新株予約権には適用されないものとする。

(b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式交付、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、当会社に対して書面による通知（以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i)払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、並びに() A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を

乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする（以下、当該金銭を交付する日を「金銭交付日」という。）。

- | | |
|---|------|
| (a)金銭交付日が払込期日以降2026年5月31日までの期間に属する場合 | 1.05 |
| (b)金銭交付日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合 | 1.06 |
| (c)金銭交付日が2028年6月1日以降の日である場合 | 1.07 |

なお、本(1)においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2)償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3)償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、2026年5月31日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、()金銭対価償還日における 払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、並びに A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。

- | | |
|---|------|
| (a)金銭対価償還日が2026年5月31日である場合 | 1.05 |
| (b)金銭対価償還日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合 | 1.06 |
| (c)金銭対価償還日が2028年6月1日以降の日である場合 | 1.07 |

なお、本6.においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1)当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2)当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3)当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1)A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2)A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式が第1順位、普通株式が第2順位とする。

- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(注2) B種種類株式の内容は以下のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) B種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて、以下「B種種類株主等」という。）に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、50,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、以下に定める料率（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

(a) 配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率7%

(b) 配当基準日が2027年2月末日に終了する事業年度に属する場合
及び2028年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率8%

(c) 配当基準日が2028年3月1日以降の日である場合 年率7%

但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当（B種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但し書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積（本(4)に従い累積する金額を「B種累積未払配当金相当額」という。）する。当社は、B種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、下記9.(1)に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、B種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。

但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3)日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額(以下「B種日割未払優先配当金額」という。)は、払込金額相当額にB種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日(但し、当該分配日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)

但し、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当(B種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該分配日に係るB種日割未払優先配当金額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

3. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1)普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2)B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)B種累積未払配当金相当額及び(iii)B種日割未払優先配当金額の合計額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、普通株式対価取得請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3)当初取得価額

取得価額は、当初、185円とする。

(4)取得価額の調整

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する

場合を除く。)の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

上記乃至による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員のためのインセンティブプランとして発行される株式及び新株予約権には適用されないものとする。

(b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はB種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式交付、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。
- (e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5)普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(6)普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7)普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得請求権

(1)金銭対価取得請求権

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、B種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下「償還請求日」という。)として、当会社に対して書面による通知(以下「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式の数に、(i)払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、並びに(ii)B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする(以下、当該金銭を交付する日を「金銭交付日」という。)

- (a)金銭交付日が払込期日以降2026年5月31日までの期間に属する場合 1.05
(b)金銭交付日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合 1.06
(c)金銭交付日が2028年6月1日以降の日である場合 1.07

なお、本(1)においては、償還請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、償還請求日においてB種種類株主から償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各B種種類株主により償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社はB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2)償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3)償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2026年5月31日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得することと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、並びにB種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。

- (a)金銭対価償還日が2026年5月31日である場合 1.05
 (b)金銭対価償還日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合 1.06
 (c)金銭対価償還日が2028年6月1日以降の日である場合 1.07

なお、本6.においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われな
 いものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「配
 当日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB
 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

7. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1)当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
 (2)当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を
 与えない。
 (3)当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1)A種優先配当金（株式会社ポブラA種種類株式（以下「A種種類株式」という。）に係る発行要項に定義す
 る。）、B種優先配当金、A種累積未払配当金相当額（A種種類株式に係る発行要項に定義する。）、B種
 累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総
 称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額
 が第1順位、A種優先配当金及びB種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位
 とする。
 (2)A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式及びB種種類株
 式が第1順位、普通株式が第2順位とする。
 (3)当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うた
 めに必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に
 応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年5月31日 (注1)	14,000	11,801,822	350,000	3,258,867	350,000	1,033,739

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年5月31日 (注2)	-	11,801,822	3,228,867	30,000	1,033,739	-
2025年10月17日 (注3)	6,400	11,808,222	160,000	190,000	160,000	160,000
2025年10月17日 (注4)	-	11,808,222	160,000	30,000	160,000	-
2025年10月17日 (注5)	2,150,311	13,958,533	-	30,000	-	-

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

割当先 HiCAP4号投資事業有限責任組合
MIT広域再建支援投資事業有限責任組合

2. 欠損填補による資本金・資本準備金の減少であります。

3. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

割当先 HiCAP5号投資事業有限責任組合
MIT広域再建支援投資事業有限責任組合

4. 会社法第447条第1項及び第3項の規定に基づき、今後の資本政策の柔軟性・機動性及び税負担の軽減を図るため、資本金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

また、会社法第448条第1項及び第3項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

5. A種種類株式の取得請求権行使により、A種種類株式の一部取得及び普通株式(新株式)の交付を行ったものであります。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	22	81	21	12	8,683	8,822	-
所有株式数(単元)	-	2,474	2,396	8,618	1,073	41	124,594	139,196	18,533
所有株式数の割合(%)	-	1.78	1.72	6.19	0.77	0.03	89.51	100	

(注) 1. 自己株式2,151,234株は、「個人その他」に21,512単元及び「単元未満株式の状況」に34株を含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ2単元及び31株含まれております。

A種種類株式

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	3	3	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	14,000	14,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100.00	100	

(注) 自己株式6,342株は、「個人その他」に6,342株を含めて記載しております。

B種種類株式

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	2	2	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	6,400	6,400	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	

(6) 【大株主の状況】

2026年 2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
目黒 俊治	広島市西区	2,340	19.84
M I T 広域再建支援投資事業 有限責任組合	東京都港区虎ノ門1丁目3番1号 東京虎 ノ門グローバルスクエア5階	1,236	10.48
ポブラ協栄会	広島市安佐北区安佐町大字久地665 - 1	1,134	9.61
H i C A P 4号投資事業有限 責任組合無限責任組合員ひろ ぎんキャピタルパートナーズ 株式会社	広島市中区紙屋町1丁目3 - 8	924	7.84
株式会社広島銀行(常任代理 人株式会社日本カストディ銀 行)	広島市中区紙屋町1丁目3 - 8(東京都中 央区晴海1丁目8番12号)	212	1.81
ポブラ社員持株会	広島市安佐北区安佐町大字久地665 - 1	211	1.79
児玉 昇司	広島市中区	150	1.27
土井 敏嗣	大阪府岸和田市	140	1.19
株式会社目黒	広島市西区高須3丁目3 - 24	126	1.07
ひろぎんリース株式会社	広島市中区紙屋町1丁目3番8号	106	0.90
計	-	6,583	55.79

- (注) 1. 「所有株式数」は、記載の単位未満を切捨てております。
2. 「発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 2023年5月に発行したA種種類株式と2025年10月に発行したB種種類株式が含まれています。
4. A種種類株式及びB種種類株式を有する株主は、当社の株主総会における議決権を有しておりません。
5. 前事業年度末において主要株主であった株式会社ローソンは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなり、M I T 広域再建支援投資事業有限責任組合が新たに主要株主となりました。
6. M I T 広域再建支援投資事業有限責任組合は、2025年10月17日に当社が第三者割当増資のため発行したB種種類株式を50%引き受けたことに加え、同社が保有するA種種類株式の一部について、当社の定款第11条の4に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使したことにより、同日付けで普通株式1,228,749株を取得し、A種種類株式4,376株、B種種類株式3,200株を合計した1,236,325株を保有しており、主要株主となっております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
目黒 俊治	広島市西区	23,407	19.89
M I T 広域再建支援投資事業有限 責任組合	東京都港区虎ノ門1丁目3番1号 東京虎 ノ門グローバルスクエア5階	12,287	10.44
ポプラ協栄会	広島市安佐北区安佐町大字久地665 - 1	11,343	9.64
H i C A P 4号投資事業有限責任 組合無限責任組合員ひろぎんキャ ピタルパートナーズ株式会社	広島市中区紙屋町1丁目3 - 8	9,215	7.83
株式会社広島銀行(常任代理人株 式会社日本カストディ銀行)	広島市中区紙屋町1丁目3 - 8 (東京都中央区晴海1丁目8 - 12)	2,129	1.81
ポプラ社員持株会	広島市安佐北区安佐町大字久地665 - 1	2,113	1.80
児玉 昇司	広島市中区	1,504	1.28
土井 敏嗣	大阪府岸和田市	1,400	1.19
株式会社目黒	広島市西区高須3丁目3 - 2 4	1,261	1.07
ひろぎんリース株式会社	広島市中区紙屋町1丁目3番8号	1,064	0.90
計	-	65,723	55.85

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種類株式 14,000	-	(1)株式の総数等 発行済株式(注1、 2)に記載のとおりで す。
	B種類株式 6,400	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,151,200	-	-
	完全議決権株式(その他)	普通株式 11,768,400	117,684
単元未満株式	普通株式 18,533	-	-
発行済株式総数	13,958,533	-	-
総株主の議決権	-	117,684	-

- (注) 1.「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。
2.「単元未満株式」の欄には、当社保有の自己株式34株及び証券保管振替機構名義の株式31株が含まれております。

【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐 町大字久地665-1	2,151,200	-	2,151,200	15.41
計	-	2,151,200	-	2,151,200	15.41

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得
会社法第155条第4号に該当するA種種類株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(2025年10月16日)での決議状況 (取得期間 2025年10月17日)	2,150,300	378,452,800
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	2,150,300	311,793,500
残存授權株式の総数及び価額の総額	-	66,659,300
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	17.6
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	17.6

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年10月16日)での決議状況 (取得期間 2025年10月17日)	6,342	317,100,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	6,342	317,100,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	10	1,770
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 2026年5月1日以降、当有価証券報告書提出日までに取得した単元未満株式については、含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	2,157,576	-	2,157,576	-

(注) 2026年5月1日以降、当有価証券報告書提出日までに取得した単元未満株式については、含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、安定的な配当の継続を重視するとともに、業績、経済情勢に裏づけられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、中間配当金という。)をすることができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の中間配当及び期末配当につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、健全な財務体質を優先すべきと判断し、誠に遺憾ながら普通株式につきましては無配とする予定であります。2023年5月に第三者割当の方法により発行したA種種類株式の配当につきましては、発行時に定めたA種種類株式発行要項に基づき、1株につき3,500円とする予定であります。2025年10月に第三者割当の方法により発行したB種種類株式の配当につきましては、発行時に定めたB種種類株式発行要項に基づき、1株につき1,294円50銭とする予定であります。

内部留保資金につきましては、将来を見据えた環境、市場ニーズに応えるサービス・製品開発体制を強化しながら、各事業部の収益体制を確立するために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度における剰余金の配当は以下のとおりであります。

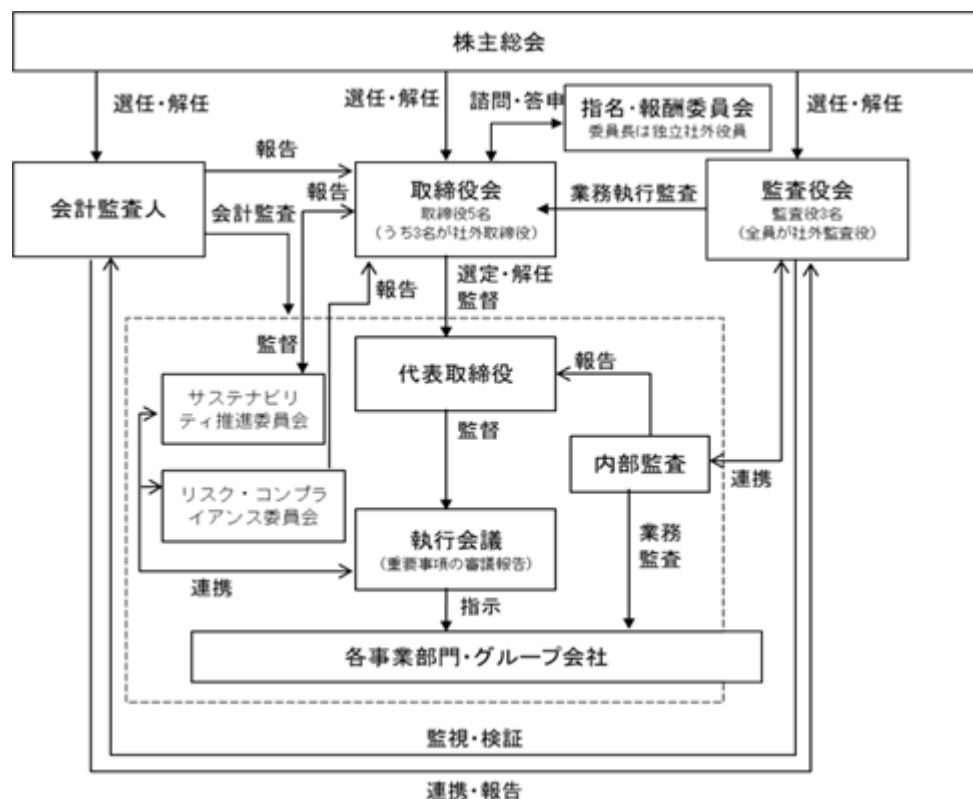
決議年月日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額
2026年5月28日 定時株主総会決議(予定)	A種種類株式	26,803,000円	3,500円00銭
2026年5月28日 定時株主総会決議(予定)	B種種類株式	8,284,800円	1,294円50銭

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、激しく変化する経営環境に柔軟に対応できるように経営体制を確立し、経営の透明性と効率性を高めることによって、株主・顧客・取引先・従業員等のステークホルダーの期待に応え、円滑な関係の維持構築と継続的な企業価値の増大に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。



企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、業務執行の機動性を確保し、執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しています。

取締役会は、取締役5名（うち社外取締役3名）で構成され、原則として月1回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。中長期的な企業価値向上に向けて、経営戦略・経営計画の策定や重要な業務執行の意思決定を行うとともに、取締役や執行役員の業務執行の監督や評価、内部統制やリスク管理体制の体制整備等を担当します。

議長：代表取締役社長 岡田礼信

構成員：取締役 大竹 修、社外取締役 藏田和樹、社外取締役 増井慶太郎、社外取締役 松本 章

なお、当社は、2026年5月28日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役5名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、取締役5名（うち社外取締役3名）となる予定です。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、原則として月1回開催しております。各監査役は取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査役会が定めた監査計画、監査の方針、職務分担に基づき、業務執行の適法性について厳正な監査を実施しております。

議長：常勤社外監査役 浴森 章

構成員：社外監査役 平谷優子、社外監査役 小林重道

なお、当社は、2026年5月28日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査役3名（うち社外監査役3名）となる予定です。

その他、取締役及び執行役員等による執行会議を原則として毎週1回開催し、部門ごとの業務執行及び予算執行の状況を報告させるほか、経営課題の迅速な解決を図ります。

議長：代表取締役社長 岡田礼信

構成員：取締役 大竹 修、山下鉄之、田中慎也、山岡 歩、定藤寿夫、中島光一、長崎良彦、上利知弘、
升田 修、川本恭弘、寄能貞之

経営陣幹部の選解任と取締役及び監査役候補の指名、並びに報酬等に関して、独立社外役員の適切な関与・助言を得る機会を確保することにより、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、指名・報酬に関する事項について審議の上、取締役に答申を行い、取締役会は、指名・報酬委員会の答申を最大限尊重します。

取締役会の決議により選定された委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外役員とします。また、委員長は独立社外役員である委員の中から選定します。

議長 常勤社外監査役 浴森 章

構成員：社外取締役 藏田和樹、社外取締役 増井慶太郎、社外取締役 松本 章、社外監査役 平谷優子、
社外監査役 小林重道

業務執行の責任と権限を明確にするとともに、3名の社外監査役による独立・公正な監査体制を構築することで、当社の考えるコーポレート・ガバナンスは有効に機能するものと判断し、現体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの整備に関する基本方針については、取締役会において以下のとおり決議しております。

1 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ポプラグループ企業行動憲章を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

法令・定款及び社会規範に違反する行為を早期に発見し、是正することを目的として、公益通報者保護法に対応した内部通報処理規程を定め、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の窓口としてコンプライアンス相談室を設置する。

業務執行部門から独立した内部監査室によりコンプライアンス体制の整備及び向上を図ることとする。

取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告する。

監査役は当社の法令遵守の体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、商品、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、全社的対応は総務部が行うものとする。

新たに生じたリスクについては、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会においてすみやかに担当部署を定める。また、リスク・コンプライアンス委員会は組織横断的にリスク状況を監視し、各部署毎のリスク管理の状況を監査して、その結果を定期的に取締役会に報告する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営上の最高意思決定機関である取締役会を基本的に月1回開催するほか、取締役並びに執行役員等により構成される執行会議を基本的に毎週1回開催し、経営上の課題の迅速な解決を図るとともに、重要な事項についての報告、審議を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において詳細を定める。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社全体における内部統制の構築を目指し、総務部は各関連部署と調整をはかりながら、グループ各社への指導・支援を実施する。

当社の内部監査室は、関係会社管理規程に従い、グループ各社の内部監査を実施し、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

6 監査役を補助すべき使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議の上、必要な人員を

配置する。

当該使用人の人選、異動、人事評価及び懲戒についてはあらかじめ監査役の同意を得たうえで実施するものとする。

当該使用人の指揮命令権は監査役に属するものとし、取締役からの独立性に配慮する。

- 7 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役に対して、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項に加え、重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス上重要な事項をすみやかに報告する。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

監査役に報告した者に対する、降格、減給その他不利益な取扱いを禁ずるとともに、通報内容については秘密として保持するものとする。

- 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

監査役は、取締役会や執行会議、リスク・コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席して、業務執行に関する重要な文書を閲覧するとともに、必要に応じて、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

監査役は、内部監査室から定期的にモニタリングの実施報告を受けるなど、内部監査室との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ・リスク管理体制の整備の状況

リスク管理の推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、取締役会で定める「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。経営や企業価値に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合は委員長が招集し、迅速かつ適切な対処方法を決定し実施するとともに、再発防止の対策を立てる機能を果たします。

- ・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社等に対しては管理部門を定め、経営実績及び経営計画等の報告を受け、経営検討会議を行うことにより指導・管理を行う体制を整備しております。

- ・責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び全監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

- ・役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役・監査役及び執行役員で、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、会社役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用等の損害を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ただし、当該保険契約により被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為、法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害に対しては填補の対象としないこととしております。

- ・取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

・取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、また、累積投票によらない旨定款に定めております。

・取締役会で決議できる株主総会決議事項

a．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

b．中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当について、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

・種類株式の発行

当社は、種類株式の発行会社であり、普通株式のほか、A種種類株式及びB種種類株式を発行しております。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であります。A種種類株式及びB種種類株式の株主は、株主総会における議決権を有しておりません。これは、資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮し、A種種類株式及びB種種類株式は、配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものであります。なお、A種種類株式及びB種種類株式の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」の記載を参照下さい。

・当事業年度における提出会社の取締役会、指名・報酬委員会の活動状況

(取締役会の活動状況)

当事業年度において当社は取締役会を11回開催しており、個々の役員の出席状況については次のとおりであります。

取締役氏名	取締役会出席実績	監査役氏名	取締役会出席実績
岡田 礼信	11回/11回	浴森 章	11回/11回
大竹 修	11回/11回	平谷 優子	11回/11回
藏田 和樹	10回/11回	小林 重道	11回/11回
増井慶太郎	11回/11回		
松本 章	10回/11回		

当事業年度の実績として、取締役会では、設備投資や事業の方向性並びに資本政策等の企業価値向上に資する重要事項の決定に加え、サステナビリティ委員会にて策定した推進体制、マテリアリティ、コーポレートガバナンスに関する基本方針について審議しました。あわせて、リスク・コンプライアンス委員会より報告された当社における主要なリスク対応や重点事項の確認結果など、ガバナンス強化に係る重要課題について適切な審議を行いました。

(指名・報酬委員会の活動状況)

当事業年度において当社は指名・報酬委員会を2回開催しており、個々の役員の出席状況については次のとおりであります。

取締役氏名	指名・報酬委員会出席実績	監査役氏名	指名・報酬委員会出席実績
藏田 和樹	2回/2回	浴森 章	2回/2回
増井慶太郎	2回/2回	平谷 優子	2回/2回
松本 章	2回/2回	小林 重道	2回/2回

当事業年度の実績として、指名・報酬委員会では、改選期の取締役・監査役の各候補者案、執行役員を含めた将来の後継者候補やその育成を踏まえた選任について、また、役員報酬の決定方針に沿った体系の導入に向けた審議を行い、当社取締役会に答申を行いました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

1. 2026年5月27日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は以下のとおりです。

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	岡田 礼信	1969年7月23日生	2003年2月 当社入社 2008年10月 当社執行役員総務部長 2017年7月 当社執行役員管理本部長 2018年7月 ポプラ保険サービス有限会社取締役社長(現任) 2020年5月 当社取締役執行役員管理本部長 2022年5月 当社取締役副社長執行役員 2023年5月 当社代表取締役社長(現任) 2023年5月 株式会社ポプラリテール代表取締役社長(現任)	(注)1	22
取締役 常務執行役員経営企画室長	大竹 修	1963年7月8日生	1986年4月 株式会社ケイアンドエム入社 1999年4月 当社転籍 2004年9月 当社関東地区本部管理部長 2005年2月 当社九州地区本部管理部長 2008年4月 当社管理本部経営企画部長 2008年10月 当社執行役員経営企画室長 2020年5月 当社取締役執行役員経営企画室長 2022年5月 当社執行役員社長室長 2024年5月 当社取締役執行役員社長室長 2024年5月 株式会社ポプラリテール取締役(現任) 2025年6月 当社取締役常務執行役員経営企画室長(現任)	(注)1	12
取締役	藏田 和樹	1953年10月23日生	1976年4月 株式会社広島銀行入行 2005年4月 同行執行役員本店営業部本店長 2007年4月 同行常務執行役員本店営業部本店長 2008年6月 同行取締役常務執行役員 2009年6月 同行常務取締役法人営業部長 2011年6月 同行専務取締役 2015年5月 当社取締役(現任) 2015年7月 蔵田事務所代表(現任) 2015年7月 株式会社ひまわりプラン代表取締役(現任) 2016年4月 田中電機工業株式会社代表取締役社長 2023年4月 株式会社Rodina社外取締役(現任) 2023年5月 田中電機工業株式会社社外取締役(現任) 2023年6月 株式会社三ツ田社外取締役(現任) 2024年10月 株式会社マリモ取締役(非常勤)(現任)	(注)1	10
取締役	増井 慶太郎	1965年10月10日生	1988年4月 株式会社広島銀行入行 2008年10月 同行下松支店長 2010年10月 同行資金証券部課長 2012年4月 同行総合企画部室長 2014年4月 同行皆実町支店長 2017年4月 同行国際営業部長 2021年10月 ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社代表取締役社長(現任) 2021年11月 伊都岐観光株式会社取締役(現任) 2022年4月 株式会社ティーアイ・ホールディングス取締役 2022年9月 株式会社アイピーシー取締役(現任) 2023年5月 当社取締役(現任)	(注)1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	松本 章	1971年4月21日生	1994年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1999年10月 KPMGセンチュリー監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2003年4月 株式会社MIT Corporate Advisory Services 代表取締役社長（現任） 2003年5月 公認会計士登録 2008年6月 株式会社ガスキン監査役 2020年6月 株式会社デザート監査役 2020年6月 株式会社ファンケル取締役 2023年5月 当社取締役（現任）	(注) 1	-
常勤監査役	浴森 章	1949年12月29日生	1972年4月 株式会社そごう入社 1991年3月 株式会社福山そごう総務部長 2000年10月 同社店長 2001年2月 株式会社そごう徳島店長 2006年2月 同社広島店長 2007年5月 同社取締役広島店長 2010年1月 株式会社そごう・西武執行役員 2010年5月 同社常勤監査役 2016年5月 同社常勤監査役退任 2017年5月 当社監査役 2018年5月 当社常勤監査役（現任）	(注) 2	2
監査役	平谷 優子	1970年9月8日生	1998年4月 弁護士登録 2004年2月 ひかり総合法律事務所入所（現任） 2007年10月 広島県教育委員会教育委員 2011年4月 公益財団法人ひろしまこども夢財団理事長 2013年6月 公益財団法人マツダ財団理事（現任） 2014年4月 広島弁護士会副会長 2015年4月 中国地方弁護士会連合会理事 2016年4月 県立広島大学MBA非常勤講師 2018年5月 当社監査役（現任） 2019年10月 中国放送番組審議会委員 2023年6月 生活協同組合ひろしま理事（現任） 2025年4月 広島県男女共同参画財団理事（現任）	(注) 3	-
監査役	小林 重道	1958年1月23日生	1981年4月 広島国税局入局 2007年7月 芦屋税務署副署長 2009年7月 広島国税局課税第一部審理官 2011年7月 広島国税局課税第一部資産評価官 2012年7月 岩国税務署長 2013年7月 広島国税局課税第一部個人課税課長 2015年7月 広島国税局課税第一部課税総括課長 2016年7月 広島国税局課税第一部次長 2017年7月 岡山東税務署長 2018年9月 小林重道税理士事務所開設 代表（現任） 2021年5月 当社監査役（現任）	(注) 2	-
計					46

- (注) 1 . 2024年5月30日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。
2 . 2025年5月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
3 . 2022年5月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
4 . 取締役蔵田 和樹、増井慶太郎、松本 章は、社外取締役であります。
5 . 監査役浴森 章、平谷 優子、小林 重道は、社外監査役であります。
6 . 「所有株式数」欄には、2026年2月末時点の株式数を記載しております。

- 2 . 2026年5月28日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役5名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員状況及びその任期は、以下の通りとなる予定です。
なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しています。
男性 7名、女性 1名（役員のうち女性の比率 12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	岡田 礼信	1969年7月23日生	2003年2月 当社入社 2008年10月 当社執行役員総務部長 2017年7月 当社執行役員管理本部長 2018年7月 ポプラ保険サービス有限会社取締役社長(現任) 2020年5月 当社取締役執行役員管理本部長 2022年5月 当社取締役副社長執行役員 2023年5月 当社代表取締役社長(現任) 2023年5月 株式会社ポプラリテール代表取締役社長(現任)	(注)1	22
取締役 常務執行役員経営企画室長	大竹 修	1963年7月8日生	1986年4月 株式会社ケイアンドエム入社 1999年4月 当社転籍 2004年9月 当社関東地区本部管理部長 2005年2月 当社九州地区本部管理部長 2008年4月 当社管理本部経営企画部長 2008年10月 当社執行役員経営企画室長 2020年5月 当社取締役執行役員経営企画室長 2022年5月 当社執行役員社長室長 2024年5月 当社取締役執行役員社長室長 2024年5月 株式会社ポプラリテール取締役(現任) 2025年6月 当社取締役常務執行役員経営企画室長(現任)	(注)1	12
取締役	藏田 和樹	1953年10月23日生	1976年4月 株式会社広島銀行入行 2005年4月 同行執行役員本店営業部本店長 2007年4月 同行常務執行役員本店営業部本店長 2008年6月 同行取締役常務執行役員 2009年6月 同行常務取締役法人営業部長 2011年6月 同行専務取締役 2015年5月 当社取締役(現任) 2015年7月 蔵田事務所代表(現任) 2015年7月 株式会社ひまわりプラン代表取締役(現任) 2016年4月 田中電機工業株式会社代表取締役社長 2023年4月 株式会社Rodina社外取締役(現任) 2023年5月 田中電機工業株式会社社外取締役(現任) 2023年6月 株式会社三ツ田社外取締役(現任) 2024年10月 株式会社マリモ取締役(非常勤)(現任)	(注)1	10
取締役	増井 慶太郎	1965年10月10日生	1988年4月 株式会社広島銀行入行 2008年10月 同行下松支店長 2010年10月 同行資金証券部課長 2012年4月 同行総合企画部室長 2014年4月 同行皆実町支店長 2017年4月 同行国際営業部長 2021年10月 ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社代表取締役社長(現任) 2021年11月 伊都岐観光株式会社取締役(現任) 2022年4月 株式会社ティーアイ・ホールディングス取締役 2022年9月 株式会社アイピーシー取締役(現任) 2023年5月 当社取締役(現任)	(注)1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	松本 章	1971年4月21日生	1994年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1999年10月 KPMGセンチュリー監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2003年4月 株式会社MIT Corporate Advisory Services 代表取締役社長（現任） 2003年5月 公認会計士登録 2008年6月 株式会社ダスキン監査役 2020年6月 株式会社デサント監査役 2020年6月 株式会社ファンケル取締役 2023年5月 当社取締役（現任）	(注) 1	-
常勤監査役	浴森 章	1949年12月29日生	1972年4月 株式会社そごう入社 1991年3月 株式会社福山そごう総務部長 2000年10月 同社店長 2001年2月 株式会社そごう徳島店長 2006年2月 同社広島店長 2007年5月 同社取締役広島店長 2010年1月 株式会社そごう・西武執行役員 2010年5月 同社常勤監査役 2016年5月 同社常勤監査役退任 2017年5月 当社監査役 2018年5月 当社常勤監査役（現任）	(注) 2	2
監査役	平谷 優子	1970年9月8日生	1998年4月 弁護士登録 2004年2月 ひかり総合法律事務所入所（現任） 2007年10月 広島県教育委員会教育委員 2011年4月 公益財団法人ひろしまこども夢財団理事長 2013年6月 公益財団法人マツダ財団理事（現任） 2014年4月 広島弁護士会副会長 2015年4月 中国地方弁護士会連合会理事 2016年4月 県立広島大学MBA非常勤講師 2018年5月 当社監査役（現任） 2019年10月 中国放送番組審議会委員 2023年6月 生活協同組合ひろしま理事（現任） 2025年4月 広島県男女共同参画財団理事（現任）	(注) 3	-
監査役	小林 重道	1958年1月23日生	1981年4月 広島国税局入局 2007年7月 芦屋税務署副署長 2009年7月 広島国税局課税第一部審理官 2011年7月 広島国税局課税第一部資産評価官 2012年7月 岩国税務署長 2013年7月 広島国税局課税第一部個人課税課長 2015年7月 広島国税局課税第一部課税総括課長 2016年7月 広島国税局課税第一部次長 2017年7月 岡山東税務署長 2018年9月 小林重道税理士事務所開設 代表（現任） 2021年5月 当社監査役（現任）	(注) 2	-
計					46

- (注) 1 . 2026年5月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。
2 . 2025年5月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
3 . 2026年5月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
4 . 取締役藏田 和樹、増井慶太郎、松本 章は、社外取締役であります。
5 . 監査役浴森 章、平谷 優子、小林 重道は、社外監査役であります。
6 . 「所有株式数」欄には、2026年2月末時点の株式数を記載しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

当社の取締役会は、会社法が定める社外取締役の要件を満たし、東京証券取引所の独立性基準に加えて以下の基準に抵触することなく、当社の経営陣から独立した立場で当社の経営を監督できる方を独立社外取締役に選任することとしております。

- ・当社グループの主要な取引先（直近事業年度における取引額が相互の連結売上高の2%超）またはその業務執行者
- ・当社グループの主要な借入先（直近事業年度にかかる事業報告に主要な借入先として記載のある借入先）の業務執行者
- ・当社の大株主（総議決権保有割合10%以上）またはその業務執行者
- ・当社の業務執行取締役が他の会社の社外役員を兼任している場合における、当該他の会社の業務執行者

社外取締役蔵田和樹氏は、蔵田事務所代表、株式会社ひまわりプラン代表取締役、株式会社Rodina社外取締役、田中電機工業株式会社社外取締役、株式会社三ツ田社外取締役、株式会社マリモ取締役（非常勤）を務めております。当社と蔵田事務所、株式会社ひまわりプラン、株式会社Rodina、田中電機工業株式会社、株式会社三ツ田、株式会社マリモの間には特別な関係はありません。同氏は、2015年6月まで当社のメインバンクである株式会社広島銀行の業務執行者でありましたが、同行を退行して既に10年が経過し、当社の意思決定に影響を与え得る特別な関係はないと判断しています。なお、2026年2月末の当社の株式会社広島銀行からの借入金残高は204百万円であります。同氏は、金融機関その他企業・団体の役員等を歴任した豊富な経験と高い見識を有することから、経営陣より独立した立場で当社の経営全般に対する的確な助言や監督が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は2026年2月28日現在、当社の株式10,000株を保有しております。

社外取締役増井慶太郎氏は、ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社の代表取締役社長、伊都岐観光株式会社及び株式会社アイピーシーの取締役を務めております。金融機関その他企業の役員等を歴任した豊富な経験と高い見識を有することから、当社の経営全般に対する的確な助言や監督をしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。なお、ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社は、当社のメインバンクである株式会社広島銀行の持株会社である株式会社ひろぎんホールディングスの100%子会社であります。当社は、ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社を業務執行組合員とするファンドであるHiCAP4号投資事業有限責任組合との間で引受契約を締結しており、同ファンドを割当先として、第三者割当の方法によりA種種類株式を発行しております。また、当社は、ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社を業務執行組合員とするファンドであるHiCAP5号投資事業有限責任組合との間で引受契約を締結しており、同ファンドを割当先として、第三者割当の方法によりB種種類株式を発行しております。伊都岐観光株式会社及び株式会社アイピーシーと当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役松本章氏は、株式会社MIT Corporate Advisory Services代表取締役社長を務めております。公認会計士として、財務・会計に関する専門知識を有し、さらに企業経営者としてコンサルティング業務に携わり、経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有することから、当社が目指す経営計画の実現及び取締役会の実効性向上への貢献をいただけると判断し、社外取締役として選任しております。当社は、株式会社MIT Corporate Advisory Servicesを業務執行組合員とするファンドであるMIT広域再建支援投資事業有限責任組合を割当先として、第三者割当の方法によりA種種類株式及びB種種類株式を発行しております。

社外監査役浴森章氏は、百貨店業界における長年の実務経験と、常勤監査役としての豊富な実績や幅広い見識を有しており、当社及び当社子会社への有益な助言が期待できることから、社外監査役として選任しております。なお、同氏は2026年2月28日現在、当社の株式2,000株を保有しております。

社外監査役平谷優子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、主にコンプライアンスの観点から、当社及び当社子会社への有益な助言が期待できることから、社外監査役として選任しております。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、諸団体の理事等を歴任された実務経験を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。当社と、同氏が所属するひかり総合法律事務所及び生活協同組合ひろしまの間には特別な関係はありません。

社外監査役小林重道氏は、小林重道税理士事務所の代表を務めております。小林重道氏は税理士として会社財務に精通しており、その専門的知見と高い見識に基づき、業務執行に対する客観的かつ公正な監査を期待できることから、社外監査役として選任しております。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、税務署長として勤務された実務経験を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。当社と小林重道税理士事務所の間には特別な関係はありません。

社外取締役蔵田和樹氏及び社外監査役3名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがありません。

当社は、社外取締役蔵田和樹氏と社外監査役3名の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役は内部監査室及び会計監査人より定期的に報告を受け、また、内部統制においては担当部門である総務部より各部門の整備状況及び重要な事象について随時報告を受けるなど、各監査部門と情報及び意見の交換を行い、相互に連携を密にして、監査の質的向上を図っております。

また、それら各事案は取締役会、監査役会で報告され、社外取締役及び社外監査役はそれぞれの知見に基づいた指摘・意見及び助言を行うことで、連携して監督・監査の質的向上に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されており、原則月1回監査役会を開催しております。各監査役は取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査役会が定めた監査計画、監査の方針、職務分担に基づき、業務執行の適法性について厳正な監査を実施しております。

なお、小林重道氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	監査役会出席実績
浴森 章	12回/12回
平谷 優子	12回/12回
小林 重道	12回/12回

当事業年度における監査役会の活動状況は、会計監査においては会計監査人との連携を密に取りながら、監査計画の妥当性や監査手法の適正性について継続的に監視・検証をしております。業務監査においては、次期中期経営計画の策定プロセスを重点監査項目とし、現状の経営課題に対する取締役の認識や具体的施策について、取締役との対話を重点的に実施しました。事業部ごとのスケジューリング、採算性、投資計画の妥当性および目標達成の見込みについて、その実効性を検証しました。また、サステナビリティ関連事項を含むガバナンス上のリスク防止の観点から各部署の情報収集を行い、各監査役の専門的知見に基づき協議の上、取締役会において適宜提言しました。

常勤監査役の活動としては、取締役及び執行役員等で週1回行われる執行会議に出席し、執行役員等から直接執行状況を聴取し、それを監査役会で報告・共有することで、現場の執行状況と監督側の認識の整合を図るなど、監査の実効性向上に努めております。

内部監査の状況

当社の内部監査体制は、代表取締役社長直属の内部監査室（1名）を設置し、年度監査計画に基づき、当社グループ各部門の業務執行が法令及び諸規程等に準拠して、適正かつ効果的に行われているかどうかを調査・検証し、必要に応じて是正・改善の勧告を行っております。

内部監査の結果については、監査役に定期的に報告を行うとともに、重要な指摘事項や改善を要する事項については、監査役会または代表取締役を通じて取締役会へ報告・審議される体制を構築しております。

また、内部監査室は、会計監査人および内部統制を所管する総務部と密接に連携し、財務報告に係る内部統制のグループ全体の整備・運用状況の評価を効率的かつ効果的に実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人 F R I Q

b. 継続監査期間

3年

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 三浦 義直

指定社員 業務執行社員 笠原 寿敦

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、その他、会計監査人の適格性もしくは独立性を害する事由の発生により適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

上記の方針に加え、監査法人としての専門性や品質管理体制を有しているか、また、職務執行状況や当社及び業界への理解度等と、監査報酬等を総合的に考慮した結果、適任であると判断いたしました。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人がその職務執行において独立性、専門性、品質管理体制を有しているかを検証するため、半期毎に監査状況やその手法についての報告を受け、意見交換を行い、また、各部門からの会計監査人の職務執行状況及び連携状況等を確認したうえで、その職務執行は適切であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	21,000	-	21,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	21,000	-	21,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人から提示を受けた監査報酬見積額に対して内容の説明を受け、当社にて監査日数、監査要員、当社の規模を勘案し、両者協議のうえ、監査役会での同意を得て決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、金額は適当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

・ 基本方針

当社の経営陣幹部・取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

業務執行取締役の報酬は「基本報酬」と「業績連動報酬」(短期)で構成され、社外取締役についてはその職務に鑑み「基本報酬」のみとし、「業績連動報酬」の適用対象外とする。

・ 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

「基本報酬」については、月例の固定報酬とし、同業または同規模の他社との比較及び当社の財務状況を踏まえて、担当する職務、責任、貢献度のほか、前期の経営成績及び部門評価を総合的に勘案して決定する。

・ 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

「業績連動報酬」については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)の達成状況に連動した現金報酬とし、純利益のうち一定割合を基準に、営業利益前年比及び部門予算達成率並びに

取締役会の評価を反映させて算定した額を、毎年一定の時期に賞与として支給する。なお、取締役に賞与を支給する場合は都度株主総会で決議した上で支給する。

- ・ 金銭報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行役員の役員別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模で関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとして、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会は、指名・報酬委員会の答申を尊重して、取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。
報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬 = 1：1とし（KPIを100%達成した場合）、中長期の業績連動報酬及び株式報酬制度の導入については今後検討する。

取締役の報酬限度額は、1998年5月28日開催の第23期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名であります。

監査役の報酬限度額は、1998年5月28日開催の第23期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、取締役の個人別の基本報酬額及び業績連動報酬額については指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会で決定します。

監査役の報酬等については、株主総会で承認された監査役報酬等の限度内で算定しており、各監査役の報酬等については監査役会の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	22,374	22,374	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	9,600	9,600	-	-	4

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の投資株式を純投資目的以外の目的で保有する投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、財務基盤の安定化や、円滑な取引の継続による商品等の安定供給及び、関係強化による経営に関する情報収集等、当社の企業価値向上が期待できる場合には、金融機関や取引先の株式を保有することがあります。個別銘柄毎の株式については、取締役会において定期的に株式の時価や配当額とともに、商品・原材料等の取引先企業であれば取引金額及びその当社取引全体に占める割合、取引条件や他社取引における影響力等を勘案し、また、金融機関であれば、融資契約や内国為替等の取引額及び当社事業に関する情報提供の有無とその成果を勘案して中長期的な当社事業への寄与度を検証し、その総量の推移から、保有する意義が乏しいと判断される場合には、市場の状況等を勘案しつつ当該株式の売却、その他の方法により当該株式の縮減を進めます。

但し、売却による財務悪化を招かないタイミングでの条件付きとしております。

当連結会計年度末においては、資金調達や経営に関する情報提供の状況を鑑み、継続保有としています。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	30,000
非上場株式以外の株式	1	48,412

- (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

- (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社ひろぎ んホールディン グス	25,000	25,000	当社のメインバンクであり、当座貸越 締結等、重要な資金調達や、店舗案件 や事業戦略に携わる情報提供をいただ くなど、中長期的な成長を続けるうえ で、継続保有することが有用であると 判断しております。	有 (注2)
	48,412	29,412		

- (注) 1. 定量的な保有効果の記載は困難ですが、「a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」で記載の方法によって個別に検証を行い、保有継続の可否を判断しております。
2. 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社の保有分(実質所有株式数)を勘案し記載しております。

みなし保有株式

該当事項はありません

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年3月1日から2026年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年3月1日から2026年2月28日まで)の財務諸表について、監査法人FRIQにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準に関する情報を入手しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	806,120	841,144
売掛金	123,058	188,702
加盟店貸勘定	¹ 139,424	¹ 92,194
商品及び製品	246,132	214,036
原材料及び貯蔵品	25,026	27,512
立替金	221,973	215,270
未収入金	184,487	198,996
その他	40,739	37,443
貸倒引当金	45,730	10,691
流動資産合計	1,741,232	1,804,608
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,688,194	2,643,930
減価償却累計額	2,583,483	2,523,286
建物及び構築物(純額)	104,711	120,643
機械装置及び運搬具	496,575	679,436
減価償却累計額	383,446	410,840
機械装置及び運搬具(純額)	113,128	268,595
工具、器具及び備品	433,126	380,246
減価償却累計額	424,389	372,565
工具、器具及び備品(純額)	8,737	7,680
土地	1,249,635	1,249,635
リース資産	213,050	205,050
減価償却累計額	129,395	142,309
リース資産(純額)	83,654	62,741
有形固定資産合計	1,559,867	1,709,296
無形固定資産		
ソフトウェア	3,047	733
その他	267	267
無形固定資産合計	3,315	1,001

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
投資その他の資産		
投資有価証券	2 61,412	2 80,412
長期貸付金	3,557	2,523
繰延税金資産	93,467	72,437
敷金及び保証金	306,351	272,860
その他	22,129	42,405
貸倒引当金	11,085	31,618
投資その他の資産合計	475,832	439,022
固定資産合計	2,039,015	2,149,319
資産合計	3,780,248	3,953,928
負債の部		
流動負債		
買掛金	258,771	450,227
加盟店買掛金	3 221,217	3 240,109
1年内返済予定の長期借入金	153,712	45,912
リース債務	164,878	97,722
未払金	332,879	427,056
未払法人税等	97,550	101,296
賞与引当金	20,447	23,967
預り金	97,590	94,475
その他	277,256	247,175
流動負債合計	1,624,304	1,727,943
固定負債		
長期借入金	41,288	158,702
リース債務	173,725	72,350
退職給付に係る負債	425,785	441,538
資産除去債務	194,781	172,449
長期預り金	4 534,357	4 495,302
その他	5,172	6,538
固定負債合計	1,375,111	1,346,882
負債合計	2,999,415	3,074,825
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	-	320,000
利益剰余金	761,448	850,614
自己株式	408	312,203
株主資本合計	791,039	888,410
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,158	18,538
退職給付に係る調整累計額	16,365	27,847
その他の包括利益累計額合計	10,207	9,308
純資産合計	780,832	879,102
負債純資産合計	3,780,248	3,953,928

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
売上高		
売上高	8,546,768	7,972,760
営業収入		
加盟店からの収入	2,660,465	2,912,856
その他の営業収入	820,817	768,430
営業収入合計	3,481,282	3,681,286
営業総収入合計	12,028,050	11,654,047
売上原価	6,584,809	6,294,854
売上総利益	1,961,958	1,677,905
営業総利益	5,443,241	5,359,192
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	438,825	452,406
広告宣伝費	16,828	14,227
販売促進費	348,769	415,491
貸倒引当金繰入額	8,242	2,344
役員報酬	29,032	31,974
従業員給料及び賞与	1,207,255	1,173,298
賞与引当金繰入額	19,311	22,359
退職給付費用	17,369	27,362
法定福利及び厚生費	170,502	169,978
水道光熱費	138,291	119,114
消耗品費	58,060	59,309
租税公課	29,767	28,506
減価償却費	34,412	31,674
不動産賃借料	1,028,786	1,083,926
リース料	17,371	15,573
業務委託費	591,390	576,759
その他	880,672	832,542
販売費及び一般管理費合計	5,034,892	5,056,850
営業利益	408,348	302,342
営業外収益		
受取利息	711	2,302
受取配当金	2,316	1,287
受取手数料	1,697	821
開発負担金収入	9,458	3,733
違約金収入	5,016	6,187
受取補填金	1,750	9,392
貸倒引当金戻入額	2,484	16,795
その他	5,406	5,551
営業外収益合計	28,840	46,072
営業外費用		
支払利息	19,432	14,716
株式交付費	-	23,723
コミットメントフィー	4,371	1,871
その他	776	2,876
営業外費用合計	24,580	43,187
経常利益	412,608	305,226

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
特別利益		
固定資産売却益	1 20,115	1 129
投資有価証券売却益	61,293	-
特別利益合計	81,409	129
特別損失		
固定資産除却損	2 97	2 0
減損損失	3 19,727	3 53,922
店舗閉鎖損失	10,449	671
特別損失合計	30,275	54,594
税金等調整前当期純利益	463,742	250,762
法人税、住民税及び事業税	97,916	101,686
法人税等調整額	10,510	14,409
法人税等合計	87,406	116,095
当期純利益	376,335	134,666
親会社株主に帰属する当期純利益	376,335	134,666

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
当期純利益	376,335	134,666
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	23,080	12,379
退職給付に係る調整額	20,557	11,481
その他の包括利益合計	43,637	898
包括利益	332,697	135,564
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	332,697	135,564
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,000	414,040	397	443,643
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益		376,335		376,335
剰余金の配当		28,928		28,928
自己株式の取得			11	11
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	347,407	11	347,396
当期末残高	30,000	761,448	408	791,039

	その他の 包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る調整 累計額	その他の包括利益累 計額合計	
当期首残高	29,239	4,191	33,430	477,074
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益				376,335
剰余金の配当				28,928
自己株式の取得				11
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23,080	20,557	43,637	43,637
当期変動額合計	23,080	20,557	43,637	303,758
当期末残高	6,158	16,365	10,207	780,832

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,000	-	761,448	408	791,039
当期変動額					
新株の発行	160,000	160,000			320,000
減資	160,000	160,000			-
親会社株主に帰属する 当期純利益			134,666		134,666
剰余金の配当			45,500		45,500
自己株式の取得				311,795	311,795
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	320,000	89,166	311,795	97,371
当期末残高	30,000	320,000	850,614	312,203	888,410

	その他の 包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る調整 累計額	その他の包括利益累 計額合計	
当期首残高	6,158	16,365	10,207	780,832
当期変動額				
新株の発行				320,000
減資				-
親会社株主に帰属する 当期純利益				134,666
剰余金の配当				45,500
自己株式の取得				311,795
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	12,379	11,481	898	898
当期変動額合計	12,379	11,481	898	98,269
当期末残高	18,538	27,847	9,308	879,102

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	463,742	250,762
減価償却費	55,883	63,863
減損損失	19,727	53,922
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	244	4,272
貸倒引当金の増減額（は減少）	6,016	14,505
賞与引当金の増減額（は減少）	2,941	3,520
受取利息及び受取配当金	3,027	3,590
支払利息	19,432	14,716
固定資産除売却損益（は益）	20,018	129
店舗閉鎖損失	10,449	671
投資有価証券売却損益（は益）	61,293	-
売上債権の増減額（は増加）	45,317	65,643
加盟店貸勘定及び加盟店借勘定の純増減額	13,823	11,914
未収入金の増減額（は増加）	16,122	14,508
棚卸資産の増減額（は増加）	11,421	29,608
立替金の増減額（は増加）	6,909	6,703
仕入債務の増減額（は減少）	30,862	210,348
預り金の増減額（は減少）	8,477	3,115
未払金の増減額（は減少）	8,810	76,233
その他	16,417	28,133
小計	400,925	596,910
利息及び配当金の受取額	3,025	3,590
利息の支払額	19,432	14,716
法人税等の支払額	57,244	98,307
法人税等の還付額	105,786	366
営業活動によるキャッシュ・フロー	433,060	487,843
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	80,751	222,947
有形固定資産の売却による収入	20,115	130
無形固定資産の取得による支出	10,350	23,915
資産除去債務の履行による支出	47,631	25,122
投資有価証券の売却による収入	110,427	-
貸付けによる支出	-	1,000
貸付金の回収による収入	1,713	2,374
敷金及び保証金の差入による支出	847	606
敷金及び保証金の回収による収入	28,926	34,097
その他	4,749	4,104
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,351	232,883

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	169,164	168,531
自己株式の取得による支出	11	311,795
株式の発行による収入	-	296,276
長期借入れによる収入	-	200,000
長期借入金の返済による支出	206,304	190,386
設備関係割賦債務の返済による支出	1,254	-
配当金の支払額	28,928	45,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	405,662	219,936
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	53,749	35,023
現金及び現金同等物の期首残高	752,371	806,120
現金及び現金同等物の期末残高	1 806,120	1 841,144

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

主要な連結子会社名は、(株)ポプラリテール、ポプラ保険サービス(有)であります。

(2) 非連結子会社

該当はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

該当はありません。

(2) 持分法非適用の関連会社

(有)ポート赤碕

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

商品(店舗)

売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

商品(商品センター他)

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～38年

機械装置及び運搬具 10年

器具備品 2年～6年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見積期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支払見込額のうち当連結会計年度の負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

スマートストア事業

スマートストア事業は、「ポプラ」、「生活彩家」ブランド店舗による直営方式及びフランチャイズ方式でのコンビニエンスストア事業を行っております。当社グループはコンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店に対して、ポプラ・フランチャイズ契約に則り、加盟店へ商号・商標の使用権や経営ノウハウ・マニュアルの使用権の付与、経営の指導等の履行義務を負っておりますが、これらの活動は相互に密接に関連しており、分離して別個のサービスとして履行することができないことから、単一の履行義務であると判断しております。この履行義務は時の経過及びサービスの提供に従って充足されます。取引価格が店舗の売上高に基づくロイヤルティーは、当該売上高が発生するにつれて、契約期間にわたり収益を認識しております。加盟時の加盟金は、開店時の準備にあてる一時金部分を除き、契約期間の継続履行により充足されるものとして契約期間に渡って収益を認識しております。その他のサービスは、サービスを付与する時間の経過とともに提供されるものであるため、サービスの提供時に収益を認識しております。

当社グループはコンビニエンスストアの直営店舗で日配食品等の一般消費材を販売しており、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引き渡し時点において収益を認識しております。

ローソン・ポプラ事業

ローソン・ポプラ事業においては、「ローソン・ポプラ」、「ローソン」ブランド店舗による直営店方式及びフランチャイズ方式でのコンビニエンスストア事業を行っております。当社グループはコンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店に対して、フランチャイズ契約に則り、運営ノウハウや商標等のライセンスの供与、研修や会計事務代行等の役務提供、販売用什器、看板及び情報システム等の貸与といった契約上の義務を負っておりますが、これらの活動は相互に密接に関連しており、分離して別個のサービスとして履行することができないことから、単一の履行義務であると判断しております。この履行義務は時の経過及びサービスの提供に従って充足されると考えられますが、ロイヤルティー収入は取引価格が店舗の営業総利益ベースの変動ロイヤルティーであるため、契約期間にわたり当該営業総利益が発生するにつれて収益を認識しております。

当社グループはコンビニエンスストアの直営店舗で日配食品等の一般消費材を販売しており、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引き渡し時点において収益を認識しております。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産	1,709,296千円	(前連結会計年度	1,559,867千円)
無形固定資産	1,001千円	(前連結会計年度	3,315千円)
減損損失	53,922千円	(前連結会計年度	19,727千円)

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)算出方法

当社グループは、主として他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行っており、本社等の共用資産については、共用資産を含むより大きな単位でグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎として算定しております。

当連結会計年度において、株式会社ポブラの営業活動から生じる損益が継続的にマイナスになっていることから減損の兆候を識別しておりますが、減損損失の認識の判定にあたっては、共用資産を含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しないと判断しました。

(2)主要な仮定

当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを算定するにあたり用いた主要な仮定は、各店舗の売上予測、出店及び閉店の予測、F L C事業の外部販売計画予測であります。

(3)翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、現時点において最大限入手可能な情報に基づいているものの、経済情勢など、見積りに用いた条件や仮定に大きな変化が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	72,437千円	(前連結会計年度	93,467千円)
--------	----------	----------	-----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)算出方法

当社及び連結子会社はグループ通算制度を適用しており、法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性の判断は「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号)に従い、通算グループ全体の将来の収益力に基づく課税所得の見積りを基礎としております。また、当社及び連結子会社各社ごとに回収可能性が判断される繰延税金資産は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い、各社ごとの将来の収益力に基づく課税所得の見積りを基礎として計上しております。

当社は当連結会計年度末において、今後の業績動向の見込みを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産及び法人税等調整額を計上しております。

(2)主要な仮定

将来課税所得の見積りは、事業計画を基礎として算定しております。事業計画を算定するにあたり用いた主要な仮定は、各店舗の売上予測、出店及び閉店の予測、F L C事業の外部販売計画予測であります。

(3)翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、現時点において最大限入手可能な情報に基づいているものの、経済情勢など、見積りに用いた条件や仮定に大きな変化が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過措置及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過措置に従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

- 1 加盟店貸勘定は、加盟店との間に発生した債権であります。
- 2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
投資有価証券(株式)	2,000千円	2,000千円

- 3 加盟店買掛金は加盟店が仕入れた商品代金の買掛金残高であります。
- 4 長期預り金の主なものは加盟店からのものであります。

(連結損益計算書関係)

- 1 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
建物及び構築物	19,346千円	55千円
土地	-	-
その他	768	74
計	20,115	129

- 2 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
建物及び構築物	97千円	0千円
工具、器具及び備品	0	0
リース資産	0	0
計	97	0

3 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

用途	種類	場所	減損損失
店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品	中国	7,075千円
		関東	1,445
		九州	816
店舗以外	建物及び構築物、ソフトウェア	中国	10,389
			19,727

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とするとともに、その他賃貸用資産等については各物件単位で、また、将来の使用が見込まれていない遊休資産等については個々の資産ごとにグルーピングを行っています。また、本社等の共用資産については、共用資産を含むより大きな単位でグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉店が予想される店舗、また、使用が見込まれない資産につき帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失（19,727千円）としております。その内訳は下記のとおりです。

ソフトウェア	9,685千円
建物及び構築物	7,638
工具、器具及び備品	2,403

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値または正味売却価額により測定しております。使用価値については割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引計算を行っておりません。また、正味売却価額については不動産鑑定士による評価額または固定資産税評価額を基に算定しております。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

用途	種類	場所	減損損失
店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品、その他	中国	14,042千円
		関東	877
		九州	8,690
店舗以外	建物及び構築物、ソフトウェア	中国	30,312
			53,922

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とするとともに、その他賃貸用資産等については各物件単位で、また、将来の使用が見込まれていない遊休資産等については個々の資産ごとにグルーピングを行っています。また、本社等の共用資産については、共用資産を含むより大きな単位でグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉店が予想される店舗、また、使用が見込まれない資産につき帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失（53,922千円）としております。その内訳は下記のとおりです。

ソフトウェア	30,312千円
建物及び構築物	12,021
工具、器具及び備品	10,888
その他	699

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値または正味売却価額により測定しております。使用価値については割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引計算を行っておりません。また、正味売却価額については不動産鑑定士による評価額または固定資産税評価額を基に算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	26,544千円	19,000千円
組替調整額	61,293	-
法人税等及び税効果調整前	34,749	19,000
法人税等及び税効果額	11,668	6,620
その他有価証券評価差額金	23,080	12,379
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	9,475	13,464
組替調整額	11,081	1,983
法人税等及び税効果調整前	20,557	11,481
法人税等及び税効果額	-	-
退職給付に係る調整額	20,557	11,481
その他の包括利益合計	43,637	898

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,787,822	-	-	11,787,822
A種種類株式	14,000	-	-	14,000
合計	11,801,822	-	-	11,801,822
自己株式				
普通株式(注)	873	51	-	924
合計	873	51	-	924

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加51株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総 額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月30日 定時株主総会	A種種類株式	28,928	利益剰余金	2,066円30銭	2024年2月29日	2024年5月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総 額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月29日 定時株主総会	A種種類株式	45,500	利益剰余金	3,250円00銭	2025年2月28日	2025年5月30日

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1.	11,787,822	2,150,311	-	13,938,133
A種種類株式	14,000	-	-	14,000
B種種類株式（注）2.	-	6,400	-	6,400
合計	11,801,822	2,156,711	-	13,958,533
自己株式				
普通株式（注）3.	924	2,150,310	-	2,151,234
A種種類株式（注）4.	-	6,342	-	6,342
合計	924	2,156,652	-	2,157,576

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加2,150,311株は、当社の定款第11条の4に基づく普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことにより、普通株式の交付を行ったものであります。
2. B種種類株式の発行済株式総数の増加6,400株は、第三者割当による新株発行による増加であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,150,310株は、単元未満株式の買取り10株及び2025年10月16日の臨時株主総会決議による自己株式の取得2,150,300株による増加であります。
4. A種種類株式の自己株式数の増加6,342株は当社の定款第11条の4に基づく普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことにより、株式の転換を行ったことによる取得であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総 額（千円）	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月29日 定時株主総会	A種種類株式	45,500	利益剰余金	3,250円00銭	2025年2月28日	2025年5月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年5月28日開催予定の定時株主総会の議案として、次のとおり付議しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総 額（千円）	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年5月28日 定時株主総会	A種種類株式	26,803	利益剰余金	3,500円00銭	2026年2月28日	2026年5月29日
	B種種類株式	8,284	利益剰余金	1,294円50銭	2026年2月28日	2026年5月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金勘定	806,120千円	841,144千円
現金及び現金同等物	806,120	841,144

2 重要な非資金取引の内容

新たに計上した資産除去債務の額

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
資産除去債務の額	3,215千円	1,709千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主にコンビニエンスストア事業における店舗什器(器具備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主に全社を管理する基幹システムであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的で安全性の高い預金等に限定し、長期資金や短期的運転資金については銀行借入により調達する方針であります。また、デリバティブ及び投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。リース契約は契約時に支払額が確定しており、金利変動リスクはありません。

デリバティブ取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は経理規程に従い、債権回収状況を定期的にモニタリングして債権ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や財務状況等を把握する体制としております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が資金繰計画を作成し、毎月更新することなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	29,412	29,412	-
(2) 長期貸付金	3,557		
貸倒引当金(1)	3,272		
	284	407	122
(3) 敷金及び保証金	306,351	285,493	20,858
資産計	336,048	315,312	20,735
(1) リース債務	338,604	331,794	6,809
(2) 長期借入金(2)	195,000	195,009	9
(3) 長期預り金	534,357	517,816	16,541
負債計	1,067,962	1,044,620	23,341

() 1. 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含めた残高を記載しております。

3. 「現金及び預金」「売掛金」「加盟店貸勘定」「立替金」「買掛金」「加盟店買掛金」「未払金」

「未払法人税等」「預り金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2026年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	48,412	48,412	-
(2) 長期貸付金	2,523		
貸倒引当金(1)	2,523		
	-	30	30
(3) 敷金及び保証金	272,860	243,573	29,286
資産計	321,273	292,016	29,256
(1) リース債務	170,073	165,923	4,149
(2) 長期借入金(2)	204,614	202,192	2,421
(3) 長期預り金	495,302	473,618	21,683
負債計	869,989	841,734	28,254

- () 1. 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
2. 1年内返済予定の長期借入金を含めた残高を記載しております。
3. 「現金及び預金」「売掛金」「加盟店貸勘定」「立替金」「未収入金」「買掛金」「加盟店買掛金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位: 千円)

区分	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
非上場株式	32,000	32,000

これらについては、市場価格がないため、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	806,120	-	-	-
売掛金	123,058	-	-	-
加盟店貸勘定	139,424	-	-	-
立替金	221,973	-	-	-
長期貸付金	-	2,857	700	-
敷金及び保証金	29,225	71,024	40,142	165,959

当連結会計年度(2026年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	841,144	-	-	-
売掛金	188,702	-	-	-
加盟店貸勘定	92,194	-	-	-
立替金	215,270	-	-	-
未収入金	198,996	-	-	-
長期貸付金	-	2,469	54	-
敷金及び保証金	31,810	41,180	58,246	141,623

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	164,878	97,810	36,098	34,224	5,112	480
長期借入金	153,712	5,904	6,396	5,904	5,904	17,180

当連結会計年度(2026年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	97,722	34,810	32,877	4,181	480	-
長期借入金	45,912	49,738	45,912	45,872	5,904	11,276

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	29,412	-	-	29,412
資産計	29,412	-	-	29,412

当連結会計年度(2026年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	48,412	-	-	48,412
資産計	48,412	-	-	48,412

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2025年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	407	-	407
敷金及び保証金	-	285,493	-	285,493
資産計	-	285,900	-	285,900
リース債務	-	331,794	-	331,794
長期借入金	-	195,009	-	195,009
長期預り金	-	517,816	-	517,816
負債計	-	1,044,620	-	1,044,620

当連結会計年度(2026年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	30	-	30
敷金及び保証金	-	243,573	-	243,573
資産計	-	243,604	-	243,604
リース債務	-	165,923	-	165,923
長期借入金	-	202,192	-	202,192
長期預り金	-	473,618	-	473,618
負債計	-	841,734	-	841,734

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金、敷金及び保証金

長期貸付金、敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に準じた利率で割り引く方法により算定しており、また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様の取引を行った場合に想定される合理的に見積もられる利率で割り引く方法にて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法にて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り金

長期預り金の時価については、合理的に見積りした返還予定時期に基づき、国債の利回り等適切な指標に準じた利率で割り引く方法にて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度（2025年2月28日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	29,412	20,140	9,272
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	29,412	20,140	9,272
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		29,412	20,140	9,272

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 32,000千円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2026年2月28日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	48,412	20,140	28,272
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	48,412	20,140	28,272
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		48,412	20,140	28,272

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 32,000千円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	110,427	61,293	-
(2) 債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	110,427	61,293	-

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定拠出年金制度、前払退職金制度及び確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
退職給付債務の期首残高	405,472千円	425,785千円
勤務費用	17,812	17,975
利息費用	3,114	3,270
数理計算上の差異の発生額	9,475	13,464
退職給付の支払額	10,088	18,957
退職給付債務の期末残高	425,785	441,538

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
非積立型制度の退職給付債務	425,785千円	441,538千円
連結貸借対照表に計上された負債	425,785	441,538
退職給付に係る負債	425,785	441,538
連結貸借対照表に計上された負債	425,785	441,538

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
勤務費用	17,812千円	17,975千円
利息費用	3,114	3,270
数理計算上の差異の費用処理額	11,081	1,983
確定給付制度に係る退職給付費用	9,844	23,229

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
数理計算上の差異	20,557千円	11,481千円
合計	20,557	11,481

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
未認識数理計算上の差異	16,365千円	27,847千円
合計	16,365	27,847

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
割引率	0.8%	0.8%

3. 確定拠出制度及び前払退職金制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度9,267千円、当連結会計年度8,005千円、従業員へ前払退職金として支給した金額は、前連結会計年度2,284千円、当連結会計年度1,987千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
繰延税金資産		
減損損失	517,671千円	464,803千円
税務上の繰越欠損金(注)	2,014,417	2,169,948
資産除去債務	67,718	59,692
貸倒引当金	19,232	14,730
退職給付に係る負債	142,990	151,804
賞与引当金	6,866	8,048
投資有価証券評価損	1,679	1,721
未払事業所税	2,535	2,508
未払事業税	25,936	27,209
一括償却資産	384	927
店舗閉鎖損失	7,591	63
その他	1,797	1,957
繰延税金資産小計	2,808,821	2,903,417
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	2,014,417	2,164,907
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	697,184	655,865
評価性引当額	2,711,601	2,820,772
繰延税金資産合計	97,219	82,645
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	638	473
その他有価証券評価差額金	3,113	9,734
繰延税金負債合計	3,752	10,207
繰延税金資産及び繰延税金負債の純額	93,467	72,437

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	93,884	110,603	-	266,818	1,543,110	2,014,417
評価性引当額	-	93,884	110,603	-	266,818	1,543,110	2,014,417
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当連結会計年度(2026年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	96,251	113,392	-	273,545	692,237	994,521	2,169,948
評価性引当額	91,210	113,392	-	273,545	692,237	994,521	2,164,907
繰延税金資産	5,041	-	-	-	-	-	5,041

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
法定実効税率	33.6%	33.6%
(調整)		
住民税均等割	0.7	1.3
評価性引当額の増減(繰越欠損金の期限切れの金額等を含む)	15.5	11.4
その他	0.0	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.8	46.3

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.6%から34.4%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び事業用借地権設定契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～31年と見積り、割引率は0.29%～2.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当連結会計年度末において、資産の除却時点において必要とされる除却費用が増減することが明らかになったことから、見積りの変更を行っており、それに伴う増加額100千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
期首残高	221,122千円	201,647千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,215	1,709
見積りの変更による増加額	1,753	100
時の経過による調整額	1,611	1,352
資産除去債務の履行による減少額	26,056	31,410
期末残高	201,647	173,399

(賃貸等不動産関係)

当社では、広島市その他の地域において、賃貸用の商業施設(土地を含む。)を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は62,211千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は営業費用に計上)、減価償却費は2,232千円(販売費及び一般管理費に計上)、減損損失は703千円(特別損失に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は50,054千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は営業費用に計上)、減価償却費は1,797千円(販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	542,652	539,618
期中増減額	3,033	1,797
期末残高	539,618	537,821
期末時価	617,305	615,508

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の減少額は除売却(97千円)、減価償却費(2,232千円)及び減損損失(703千円)であります。当連結会計年度の減少額は減価償却費(1,797千円)であります。

3. 期末の時価は、「不動産鑑定士による評価額」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)
契約負債(期首残高)	14,330	9,169
契約負債(期末残高)	9,169	9,809

(注) 契約負債は加盟店加入時の加盟金収入等であり、契約時に受領したものであります。加盟契約は契約期間満了まで契約で定められた権利・サービスの提供義務が継続することから、開店時の一時費用に充当される額を除き、契約期間に渡って収益認識されるものであります。

(4) 残存履行義務に配分した取引価額

当連結会計年度末における未充足の履行義務は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)
1年以内	3,996	3,270
1年超	5,172	6,538

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループはコンビニエンスストアのフランチャイザーとして「ポプラ」「生活彩家」ブランドを運営するスマートストア事業と、株式会社ローソンとのメガフランチャイズ契約のもと、ローソン・ポプラもしくはローソンブランドを運営するローソン・ポプラ事業を主な事業として、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、フランチャイズ形態を基礎とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「スマートストア事業」、「ローソン・ポプラ事業」の2つを報告セグメントとしております。

「スマートストア事業」は、施設内店舗に最適な商品・サービスを低コストで提供する運営体制を形成しており、また、自社工場を保有し、製造した商品の販売もおこなっております。「ローソン・ポプラ事業」は主に路面型でフルスペックのコンビニであり、ローソン店舗の特長である高付加価値の商品・サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの営業総収入、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの営業総収入、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	スマートス トア事業	ローソン・ ポプラ事業	計				
営業総収入							
加盟店からの収入	2,684,516	2,116,589	4,801,105	-	4,801,105	-	4,801,105
直営店舗の売上	654,618	3,937,627	4,592,246	817,151	5,409,397	-	5,409,397
その他の収入	1,643,666	70,738	1,714,405	6,380	1,720,785	-	1,720,785
顧客との契約から 生じる収益	4,982,801	6,124,955	11,107,757	823,532	11,931,289	-	11,931,289
その他の収益 (注)4	95,321	1,440	96,761	-	96,761	-	96,761
外部顧客への営業 総収入	5,078,122	6,126,395	11,204,518	823,532	12,028,050	-	12,028,050
セグメント間の内 部営業総収入又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	5,078,122	6,126,395	11,204,518	823,532	12,028,050	-	12,028,050
セグメント利益又は 損失()	135,302	877,008	741,706	1,935	743,641	335,293	408,348
セグメント資産	1,674,739	533,343	2,208,083	151,818	2,359,901	1,420,346	3,780,248
その他の項目							
減価償却費	26,418	33	26,451	4,282	30,734	25,148	55,883
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	82,579	-	82,579	13,235	95,814	-	95,814

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店事業、ドラッグストア及び外食事業であります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額は、配分されていない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額は、配分されていない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない金融資産及び本社の土地・建物等であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日 企業会計基準委員会)に基づく賃貸収入等であります。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	スマートス トア事業	ローソン・ ポプラ事業	計				
営業総収入							
加盟店からの収入	2,443,216	2,418,110	4,861,327	-	4,861,327	-	4,861,327
直営店舗の売上	617,347	3,485,241	4,102,588	677,907	4,780,495	-	4,780,495
その他の収入	1,856,763	65,029	1,921,793	4,785	1,926,579	-	1,926,579
顧客との契約から 生じる収益	4,917,327	5,968,381	10,885,708	682,692	11,568,401	-	11,568,401
その他の収益 (注) 4	84,205	1,440	85,645	-	85,645	-	85,645
外部顧客への営業 総収入	5,001,533	5,969,821	10,971,354	682,692	11,654,047	-	11,654,047
セグメント間の内 部営業総収入又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	5,001,533	5,969,821	10,971,354	682,692	11,654,047	-	11,654,047
セグメント利益又は 損失()	316,699	943,229	626,529	2,213	628,743	326,401	302,342
セグメント資産	1,798,706	556,892	2,355,598	138,832	2,494,430	1,459,497	3,953,928
その他の項目							
減価償却費	33,098	33	33,131	5,349	38,481	25,381	63,863
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	226,863	-	226,863	5,478	232,341	31,859	264,201

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店事業、ドラッグストア及び外食事業であります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額は、配分されていない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額は、配分されていない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない金融資産及び本社の土地・建物等であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日 企業会計基準委員会)に基づく賃貸収入等であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業総収入

本邦以外の外部顧客への営業総収入がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業総収入のうち、連結損益計算書の営業総収入の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業総収入

本邦以外の外部顧客への営業総収入がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業総収入のうち、連結損益計算書の営業総収入の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	スマートストア事業	ローソン・ポプラ事業	計				
減損損失	19,727	-	19,727	-	19,727	-	19,727

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	スマートストア事業	ローソン・ポプラ事業	計				
減損損失	41,550	-	41,550	12,372	53,922	-	53,922

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）及び当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）及び当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主 その他の 関係会社	㈱ローソン	東京都 品川区	58,506,644	小売業	(被所有) 直接 18.27	業務・資本 提携	不動産賃貸	108,476	預り敷金	70,045

当連結会計年度(自2025年3月1日 至2026年2月28日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主 その他の 関係会社	㈱ローソン	東京都 品川区	58,506,644	小売業	(被所有) 直接 18.27	業務・資本 提携	自己株式の 取得(注1)	311,793	-	-
主要株主	MIT広域再建支援投資事業有限責任組合	東京都 港区	-	投資事業	(被所有) 直接 10.44	資本提携	第三者割当増 資(注2)	160,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 自己株式の取得については、2025年10月16日開催の臨時株主総会決議に基づき、下記の(1)または(2)に掲げる価格のいずれか低い方の価格で取引を行っております。

(1) 当社普通株式の2025年9月1日から2025年10月15日までの各営業日における東京証券取引所における終値の平均値(上記期間中の営業日における終値の合計を当該営業日数で除することにより算出する。なお、上記算出にあたり終値がない営業日は除く。)に、0.8を乗じて算出された金額(1円未満の端数切捨て)

(2) 本臨時株主総会の決議日の前日における東京証券取引所における終値(但し、同日に取引がない場合はその後最初になされた売買取引成立価格とする。)

当該取引に伴い、株式会社ローソンは当社のその他の関係会社ではなくなっております。上記取引金額については、関連当事者であった期間の内容を記載しております。なお、議決権等の所有割合は関連当事者でなくなった時点の割合であります。

(注2) MIT広域再建支援投資事業有限責任組合は、2025年10月17日に当社が第三者割当増資のため発行したB種種類株式を50%引き受けたことに加え、同社が保有するA種種類株式の一部について当社の定款第11条の4に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使したことにより、同日付けで普通株式1,228,749株を取得し、A種種類株式4,376株、B種種類株式3,200株を合計した1,236,325株を保有しており主要株主となっております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)及び当連結会計年度(自2025年3月1日 至2026年2月28日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり純資産額	3.00円	11.97円
1株当たり当期純利益	28.07円	8.45円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	22.63円	8.19円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2025年2月28日)	当連結会計年度末 (2026年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	780,832	879,102
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	745,500	737,987
(うち優先株式の払込額(千円))	(700,000)	(702,900)
(うち優先配当額(千円))	(45,500)	(35,087)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	35,332	141,114
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(株)	11,786,898	11,786,899

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
(1) 1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千 円)	376,335	134,666
普通株主に帰属しない金額(千円)	45,500	35,087
(うち優先配当額(千円))	(45,500)	(35,087)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	330,835	99,578
普通株式の期中平均株式数(株)	11,786,910	11,786,899
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整 額(千円)	45,500	35,087
(うち優先配当額(千円))	(45,500)	(35,087)
普通株式増加数(株)	4,840,909	4,664,504
(うち優先株式数(株))	(4,840,909)	(4,664,504)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	153,712	45,912	1.52	-
1年以内に返済予定のリース債務	164,878	97,722	4.00	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	41,288	158,702	1.53	2027年3月～ 2033年1月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	173,725	72,350	5.21	2027年3月～ 2029年10月
合計	533,604	374,687	-	-

(注) 1. 借入金の平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載することとしております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているものについては、記載を省略し、原則法のみ記載しております。

3. 長期借入金及びリース債務(いずれも1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は、以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	49,738	45,912	45,872	5,904
リース債務	34,810	32,877	4,181	480

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
営業総収入(千円)	5,958,891	11,654,047
税金等調整前中間(当期)純利益(千円)	232,768	250,762
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(千円)	176,691	134,666
1株当たり中間(当期)純利益(円)	12.89	8.45

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	526,933	542,133
売掛金	123,058	188,702
加盟店貸勘定	1 135,181	1 79,845
商品及び製品	133,497	109,527
原材料及び貯蔵品	25,026	27,512
前渡金	2	140
前払費用	32,605	29,412
短期貸付金	1,374	1,033
立替金	224,407	218,888
未収入金	313,342	332,645
リース投資資産	3,622	3,622
その他	302	1,287
貸倒引当金	46,183	9,430
流動資産合計	1,473,171	1,525,321
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,144,363	2,106,308
減価償却累計額	2,041,626	1,986,896
建物(純額)	102,737	119,412
構築物	543,357	537,147
減価償却累計額	541,793	536,293
構築物(純額)	1,563	854
機械装置及び運搬具	496,575	679,436
減価償却累計額	383,446	410,840
機械装置及び運搬具(純額)	113,128	268,595
工具、器具及び備品	433,015	380,135
減価償却累計額	424,278	372,454
工具、器具及び備品(純額)	8,737	7,680
土地	1,249,635	1,249,635
リース資産	213,050	205,050
減価償却累計額	129,395	142,309
リース資産(純額)	83,654	62,741
有形固定資産合計	1,559,456	1,708,919
無形固定資産		
ソフトウェア	3,047	733
電話加入権	115	115
無形固定資産合計	3,162	848
投資その他の資産		
投資有価証券	59,412	78,412
関係会社株式	15,296	15,296
出資金	99	99
長期貸付金	3,557	2,523
長期前払費用	1,822	687
保険積立金	360	360
繰延税金資産	65,149	41,896
敷金及び保証金	304,691	271,180
その他	17,471	40,055
貸倒引当金	11,085	31,618
投資その他の資産合計	456,775	418,893
固定資産合計	2,019,395	2,128,661
資産合計	3,492,566	3,653,982

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	258,771	450,227
加盟店買掛金	2 221,217	2 240,109
加盟店借勘定	1 137,503	1 126,651
短期借入金	3 200,000	3 250,000
1年内返済予定の長期借入金	153,712	45,912
リース債務	164,878	97,722
未払金	203,382	299,412
未払費用	24,565	24,196
未払法人税等	1,930	1,762
未払消費税等	19,036	-
預り金	97,257	94,475
前受収益	27,081	24,752
賞与引当金	15,853	18,074
その他	10,309	3,319
流動負債合計	1,535,501	1,676,616
固定負債		
長期借入金	41,288	158,702
リース債務	173,725	72,350
退職給付引当金	409,419	413,691
資産除去債務	194,305	171,970
長期預り保証金	4 383,060	4 348,655
長期預り敷金	4 150,673	4 146,023
その他	5,172	6,538
固定負債合計	1,357,645	1,317,932
負債合計	2,893,146	2,994,548
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	-	320,000
資本剰余金合計	-	320,000
利益剰余金		
利益準備金	2,892	7,442
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	560,776	595,657
利益剰余金合計	563,669	603,099
自己株式	408	312,203
株主資本合計	593,261	640,896
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,158	18,538
評価・換算差額等合計	6,158	18,538
純資産合計	599,419	659,434
負債純資産合計	3,492,566	3,653,982

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
売上高		
売上高	1 4,605,084	1 4,485,397
営業収入		
加盟店からの収入	2 542,435	2 493,305
その他の営業収入	3 752,468	3 704,120
営業収入合計	1,294,904	1,197,426
営業総収入合計	5,899,988	5,682,824
売上原価		
商品及び製品期首棚卸高	124,949	133,497
当期製品製造原価	1,191,342	1,479,993
当期商品仕入高	2,534,081	2,238,560
合計	3,850,372	3,852,051
商品及び製品期末棚卸高	133,497	109,527
売上原価合計	1 3,716,875	1 3,742,523
売上総利益	1 888,208	1 742,874
営業総利益	2,183,113	1,940,301
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	382,891	394,287
広告宣伝費	12,413	8,801
販売促進費	82,777	72,848
役員報酬	29,032	31,974
従業員給料及び賞与	673,227	668,130
賞与引当金繰入額	14,717	16,592
退職給付費用	14,031	24,324
法定福利及び厚生費	107,184	107,547
水道光熱費	57,045	49,725
消耗品費	27,309	29,483
租税公課	28,131	26,941
減価償却費	34,378	31,640
不動産賃借料	117,825	90,859
リース料	12,076	10,342
業務委託費	591,390	576,759
貸倒引当金繰入額	2,640	2,366
その他	459,822	439,810
販売費及び一般管理費合計	2,646,896	2,582,437
営業損失()	463,783	642,135

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
営業外収益		
受取利息	340	811
受取配当金	482,316	551,287
受取手数料	4 43,937	4 43,061
開発負担金収入	9,458	3,733
貸倒引当金戻入額	2,484	18,532
雑収入	6,545	12,396
営業外収益合計	545,081	629,822
営業外費用		
支払利息	20,285	15,594
株式交付費	-	23,723
コミットメントフィー	4,371	1,871
雑損失	507	2,700
営業外費用合計	25,164	43,890
経常利益又は経常損失()	56,134	56,203
特別利益		
固定資産売却益	5 20,115	5 129
投資有価証券売却益	61,293	-
特別利益合計	81,409	129
特別損失		
固定資産除却損	6 97	6 0
減損損失	19,727	53,922
店舗閉鎖損失	10,449	671
特別損失合計	30,275	54,594
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	107,268	110,667
法人税、住民税及び事業税	201,723	212,230
法人税等調整額	598	16,633
法人税等合計	201,125	195,597
当期純利益	308,393	84,930

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
材料費	2	737,854	61.9	904,827	61.1
労務費		246,284	20.7	316,362	21.4
経費		207,203	17.4	258,803	17.5
当期製品製造原価		1,191,342	100.0	1,479,993	100.0

(注) 1. 原価計算の方法は、等級別総合原価計算を採用しております。
2. 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
水道光熱費(千円)	71,117	水道光熱費(千円)	72,043
減価償却費(千円)	15,236	減価償却費(千円)	29,727
消耗品費(千円)	30,910	消耗品費(千円)	43,232
清掃費(千円)	31,168	清掃費(千円)	32,705

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			自己株式
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越 利益剰余金		
当期首残高	30,000	-	284,203	284,203	397
当期変動額					
利益準備金の積立		2,892	2,892	-	
当期純利益			308,393	308,393	
剰余金の配当			28,928	28,928	
自己株式の取得					11
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	2,892	276,572	279,465	11
当期末残高	30,000	2,892	560,776	563,669	408

(単位：千円)

	株主資本	評価・換算差額 等	純資産合計
	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	313,806	29,239	343,046
当期変動額			
利益準備金の積立	-		-
当期純利益	308,393		308,393
剰余金の配当	28,928		28,928
自己株式の取得	11		11
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)		23,080	23,080
当期変動額合計	279,454	23,080	256,373
当期末残高	593,261	6,158	599,419

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	30,000	-	-	-	2,892	560,776	563,669
当期変動額							
新株の発行	160,000	160,000		160,000			
減資	160,000	160,000	320,000	160,000			
利益準備金の積立					4,550	4,550	-
当期純利益						84,930	84,930
剰余金の配当						45,500	45,500
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	320,000	320,000	4,550	34,880	39,430
当期末残高	30,000	-	320,000	320,000	7,442	595,657	603,099

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額 等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	408	593,261	6,158	599,419
当期変動額				
新株の発行		320,000		320,000
減資		-		-
利益準備金の積立		-		-
当期純利益		84,930		84,930
剰余金の配当		45,500		45,500
自己株式の取得	311,795	311,795		311,795
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			12,379	12,379
当期変動額合計	311,795	47,635	12,379	60,014
当期末残高	312,203	640,896	18,538	659,434

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品(直営店)

売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 商品(商品センター)

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 製品

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(4) 原材料

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(5) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～38年

機械装置及び運搬具 10年

器具備品 2年～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見積期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

5. 収益及び費用の計上基準

「ポプラ」、「生活彩家」ブランド店舗による直営方式及びフランチャイズ方式でのコンビニエンスストア事業を行っております。コンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店に対して、ポプラ・フランチャイズ契約に則り、加盟店へ商号・商標の使用権や経営ノウハウ・マニュアルの使用権の付与、経営の指導等の履行義務を負っておりますが、これらの活動は相互に密接に関連しており、分離して別個のサービスとして履行することができないことから、単一の履行義務であると判断しております。この履行義務は時の経過及びサービスの提供に従って充足されます。取引価格が店舗の売上高に基づくロイヤルティーは、当該売上高が発生するにつれて、契約期間にわたり収益を認識しております。加盟時の加盟金は、開店時の準備にあてる一時金部分を除き、契約期間の継続履行により充足されるものとして契約期間に渡って収益を認識しております。その他のサービスは、サービスを付与する時間の経過とともに提供されるものであるため、サービスの提供時に収益を認識しております。コンビニエンスストアの直営店舗で日配食品等の一般消費材を販売しており、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引き渡し時点において収益を認識しております。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	1,708,919千円	(前事業年度	1,559,456千円)
無形固定資産	848千円	(前事業年度	3,162千円)
減損損失	53,922千円	(前事業年度	19,727千円)

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	41,896千円	(前事業年度	65,149千円)
--------	----------	--------	-----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

- 1 加盟店貸勘定及び加盟店借勘定は、それぞれ加盟店との間に発生した債権及び債務であります。
- 2 加盟店買掛金は加盟店が仕入れた商品代金の買掛金残高であります。
- 3 関係会社に対する金銭債権債務

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
未収入金	- 千円	236,525千円
短期借入金	200,000千円	250,000千円

- 4 長期預り保証金及び長期預り敷金の主なものは加盟店からのものであります。

(損益計算書関係)

- 1 売上高、売上原価、売上総利益は主に加盟店に対する卸売及び直営店の小売によるものであります。

- 2 加盟店からの収入の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
ロイヤリティ収入	298,554千円	268,909千円
設備等賃貸収入	235,321	212,669
加盟金収入	8,559	11,726
計	542,435	493,305

- 3 その他の営業収入の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
事務代行収入	119,044千円	108,362千円
その他	633,423	595,758
計	752,468	704,120

- 4 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
受取手数料	42,000千円	42,000千円

- 5 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
建物	19,346千円	49千円
構築物	-	5
工具、器具及び備品	-	74
その他	768	-
計	20,115	129

6. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月28日)	当事業年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月28日)
建物	97千円	0千円
構築物	0	0
工具、器具及び備品	0	0
リース資産	0	0
計	97	0

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月28日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式13,296千円、関連会社株式2,000千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度(自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月28日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式13,296千円、関連会社株式2,000千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 2月28日)	当事業年度 (2026年 2月28日)
繰延税金資産		
減損損失	517,671千円	464,803千円
税務上の繰越欠損金	1,997,948	2,152,917
資産除去債務	67,558	59,527
貸倒引当金	19,232	14,132
退職給付引当金	137,494	142,268
関係会社株式評価損	65,425	67,075
賞与引当金	5,323	6,069
投資有価証券評価損	1,679	1,721
未払事業所税	2,315	2,311
店舗閉店損失	7,591	63
その他	1,584	2,363
繰延税金資産小計	2,823,825	2,913,254
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,997,948	2,147,876
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	757,113	713,403
評価性引当額	2,755,061	2,861,280
繰延税金資産合計	68,763	51,974
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	500	343
その他有価証券評価差額金	3,113	9,734
繰延税金負債合計	3,614	10,077
繰延税金資産及び繰延税金負債の純額	65,149	41,896

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
法定実効税率	33.6%	-
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	150.4	-
グループ通算制度による影響	49.3	-
住民税均等割	2.1	-
評価性引当額の増減(繰越欠損金の期限切れの金額等を含む)	122.0	-
その他	0.1	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	187.5	-

(注) 当事業年度につきましては、税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.6%から34.4%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	2,144,363	36,476	74,530 (11,261)	2,106,308	1,986,896	8,539	119,412
構築物	543,357	221	6,432 (760)	537,147	536,293	171	854
機械装置及び運搬具	496,575	183,481	620 (-)	679,436	410,840	28,013	268,595
工具、器具及び備品	433,015	13,561	66,441 (10,888)	380,135	372,454	3,729	7,680
土地	1,249,635	-	- (-)	1,249,635	-	-	1,249,635
リース資産	213,050	-	7,999 (-)	205,050	142,309	20,913	62,741
有形固定資産計	5,079,997	233,741	156,024 (22,910)	5,157,714	3,448,795	61,367	1,708,919
無形固定資産							
ソフトウェア	2,060,325	30,460	1,120,976 (30,312)	969,808	969,075	2,461	733
電話加入権	115	-	- (-)	115	-	-	115
水道施設利用権	17,854	-	- (-)	17,854	17,854	-	-
無形固定資産計	2,078,294	30,460	1,120,976 (30,312)	987,777	986,929	2,461	848
長期前払費用	16,262	-	699 (699)	15,562	14,875	400	687

(注) 1. 当期減少額欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは、下記のとおりです。

機械装置及び運搬具 トンネルフリーザー式 126,000千円

3. 当期減少額のうち主なものは、下記のとおりです。

ソフトウェア データセンター移管に伴う旧システムの除却 1,090,664千円

減損損失 30,312千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	57,268	3,219	54	19,385	41,048
賞与引当金	15,853	18,074	15,853	-	18,074

(注) 貸倒引当金の当期減少額「その他」は洗替えによる戻入4,939千円及び回収によるもの14,446千円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	普通株式100株、A種種類株式1株、B種種類株式1株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.poplar-cvs.co.jp/
株主に対する特典	毎年2月末日の基準日における当社株主名簿に記載または記録された株主様に対し、楽天ポイントまたはdポイントのいずれか（株主様にご選択いただきます）を以下の保有区分に従って進呈します。 300株以上、1,000株未満の株主様1,000ポイント、1,000株以上、2,000株未満の株主様2,000ポイント、2,000株以上の株主様3,000ポイント。

（注） 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主様の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第50期）（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）2025年5月30日中国財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年5月30日中国財務局長に提出
- (3) 半期報告書及び確認書
（第51期中）（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）2025年10月14日中国財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2025年5月8日中国財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
2025年5月30日中国財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2025年10月17日中国財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（臨時株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2025年10月17日中国財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
2025年10月20日中国財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2（企業・株主間のガバナンスに関する合意）に基づく臨時報告書であります。
2025年10月21日中国財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。
2026年2月24日中国財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
2025年5月8日中国財務局長に提出
事業年度（第50期）（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及び確認書であります。
- (6) 臨時報告書の訂正報告書
2025年6月4日及び2025年6月12日中国財務局長に提出
2025年5月8日提出の臨時報告書（主要株主の異動）に係る訂正報告書であります。
- (7) 有価証券届出書（第三者割当増資）及びその添付書類
2025年8月29日中国財務局に提出
- (8) 有価証券届出書の訂正届出書
2025年9月3日、2025年9月5日、2025年10月10日及び2025年10月14日中国財務局長に提出
2025年8月29日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (9) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2025年10月1日 至 2025年10月31日）2025年11月17日中国財務局長に提出
- (10) 訂正自己株券買付状況報告書
2025年11月27日中国財務局長に提出
2025年11月17日提出の自己株券買付状況報告書に係る訂正自己株券買付状況報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年5月27日

株式会社ポプラ

取締役会 御中

監査法人 F R I Q
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 義直

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笠原 寿敦

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ポプラの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポプラ及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

共用資産を含む固定資産に係る減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産1,709,296千円及び無形固定資産1,001千円を計上している。このうち、株式会社ポプラの有形固定資産は1,708,919千円、無形固定資産は848千円であり、これらの合計金額は連結総資産の43.2%を占めている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、会社は、主として他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行っており、本社等の共用資産については、共用資産を含むより大きな単位でグルーピングを行っている。</p> <p>当連結会計年度において、株式会社ポプラの営業活動から生じる損益が継続的にマイナスとなっていることから、共用資産を含む資産グループについて減損の兆候を識別している。そして、株式会社ポプラの共用資産を含むより大きな単位での減損損失の認識の判定を行い、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識していない。</p> <p>減損損失の認識の判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローは経営者が作成した事業計画を基礎として見積もられている。この事業計画の重要な仮定は各店舗の売上予測、出店及び閉店の予測、FLC事業の外部販売予測であり、これらの重要な仮定には経営者による判断を伴い、また会社を取り巻く経営環境の変化等の影響を受け不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、株式会社ポプラの共用資産を含むより大きな単位での減損損失の認識の判定の検討を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の共用資産を含む、より大きな単位における固定資産の減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>固定資産の減損損失の認識の要否判定に関連する内部統制の有効性を評価した。評価にあたっては、特に割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる来期予算の作成プロセスに焦点を当てた。</p> <p>過年度に策定された事業計画と実績の乖離状況を把握して、会社が作成した事業計画の精度を評価した。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画に含まれる重要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について経営者に質問するとともに、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各店舗の売上予測に関する仮定における既存店売上推移予測について、過去実績に照らして、その実現可能性を評価した。 出店及び閉店の予測に関する仮定について、店舗を取り巻く内外の環境及び過去の出店・閉店の実績等に照らして、その実現可能性を評価した。 FLC事業の外部販売予測に関する仮定について、得意先別売上高の販売予測を過去実績に照らして、その実現可能性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ポプラの2026年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ポプラが2026年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社ポプラ

取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 義直

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笠原 寿敦

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ポプラの2025年3月1日から2026年2月28日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポプラの2026年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

共用資産を含む固定資産に係る減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（共用資産を含む固定資産に係る減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。